

越谷市自治基本条例シンポジウム報告書

楽しみながら

身近な暮らしに
つながる
自治基本条例

学んでみよう!

日時 2012年9月30日 (日)
13:00~16:00

会場 越谷市中央市民会館 1階 劇場

主催 越谷市

協力 越谷市自治基本条例シンポジウム協力員



はじめに

越谷市では、「市民が主役の住みよい自治のまちづくり」をすすめていくうえでの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月から施行されています。この自治基本条例は、市民参加と協働によるまちづくりの最高規範として多くの市民参加を得て制定されました。今後、この条例をいかに有効に機能させていくか、実効性の確保が重要な課題となっています。

このたび開催いたしました自治基本条例シンポジウム「楽しみながら学んでみよう！～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」は、条例のさらなる普及・啓発を図るため、条例施行3周年にあわせて平成24年9月30日に開催したものです。公募した越谷市自治基本条例シンポジウム協力員の皆さんにシンポジウムの企画の段階から関わっていただき、協働により開催しました。自治基本条例を身近に感じ、楽しみながら学ぶことができるようにするため、条例制定後、市のまちづくりが「どのように変わったのか」、また、「日常の市民生活にどのような影響があるのか」を具体的な事例を交えながら、市民の皆さんと一緒に考え検証しました。

当日は3部構成とし、第1部では、公益財団法人地方自治総合研究所所長の辻山幸宣（つじやまたかのぶ）氏を講師にお招きし、「自治基本条例をいかしたまちづくり」をテーマとしてご講演をいただきました。第2部では、はじめに、シンポジウム協力員の皆さんにより自治基本条例を題材にした寸劇を行った後に、4名のパネリストをお招きしてパネルディスカッションを行いました。第3部では、小学生や一般から公募した自治基本条例の愛称・キャッチフレーズの選考結果を発表するとともに、優秀賞受賞者の表彰を行いました。

この報告書は、シンポジウムの開催に関する内容を記録したものです。今後、「市民が主役の住みよい自治のまちづくり」の実現に向けて、自治基本条例が市民の皆さんに広く普及するための一助としてご覧いただけましたら幸いです。

最後に、本シンポジウムにご参加いただきました市民の皆さん、並びに開催に際して多大なるご協力、ご尽力をいただきました越谷市自治基本条例シンポジウム協力員の皆さんをはじめとする関係者の皆さんに、心より感謝申し上げます。



目次

1	開会あいさつ _____	1
	越谷市長 高橋 努	
2	【第1部】基調講演 _____	2
	テーマ 「自治基本条例をいかしたまちづくり」	
	講師 公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣 氏	
3	【第2部】寸劇及びパネルディスカッション _____	16
	テーマ 「くらしにつながる自治基本条例」	
	(1) 寸劇.....16	
	出演 自治基本条例シンポジウム協力員	
	(2) パネルディスカッション.....23	
	パネリスト（4名）	
	●越谷市自治基本条例推進会議会長 佐々木一彦 氏	
	●越谷市自治会連合会荻島支部支部長及び越谷市荻島地区コミュニティ推進協議会会長 會田 雄一 氏	
	●文教大学人間科学部社会福祉コース在籍 小林 正和 氏	
	●NPO法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく代表理事 青木 照代 氏	
	コーディネーター	
	●公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣 氏	
4	【第3部】越谷市自治基本条例 愛称・キャッチフレーズの発表及び表彰 _____	39
5	アンケート調査結果 _____	43
6	越谷市自治基本条例シンポジウム協力員 _____	46





越谷市長
高橋 努

1

開会あいさつ

皆様こんにちは。越谷市長の高橋でございます。

「楽しみながら学んでみよう！～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」に、多くの皆様のご参加をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日、ご講演をいただく辻山先生をはじめ、4名のパネリストの皆様におかれましては、ご多用の折にもかかわらず快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。

このシンポジウムは、協力員の皆さんに企画段階から参画していただき運営されており、第2部では、協力員の皆さんによる、自治基本条例を題材とした寸劇もご披露いただく予定になっております。今からたいへん楽しみにしているところですが、皆様のご協力に、この場をお借りしまして、あらためて厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、自治のまちづくりの最高規範として、多くの市民の皆様のご参加をいただき、平成21年に自治基本条例を制定し、市民参加と協働のまちづくりの、新たな一步を踏み出したわけでございますが、すでに3年が経過いたしました。現在、制定後の取り組み、特に、実効性の確保が重要となっております。

そこで、本日のシンポジウムでは、「自治基本条例制定後、市のまちづくりがどのように変わったのか」、また、「日常の市民生活には、どのような影響があるのか」を、ご来場の皆様と一緒に考えてまいりたいと存じます。

本日のシンポジウムにより、自治基本条例がこれまで以上に市民の皆様にも普及し、市民参加と協働のまちづくりがますます進展するものと、たいへん期待をしております。

結びに、ご参会の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

基調講演

●テーマ

「自治基本条例をいかしたまちづくり」

講師 公益財団法人地方自治総合研究所所長
辻山幸宣 氏



みなさん、こんにちは。「帰るころまでに台風が来なきゃいいな」なんてお思いだろうと思いますが、そのような心配から今日ちょっと出てくるのをよそうと思った方もおられるかもしれません。思えばですね、今日の催しもの、まちづくりということではありますが、自治基本条例というのを題材にしているのです。このような催しに、しかも天候が心配な日に市民の方が集まってくる。私はよく聞くんです、「皆さんはよほどの物好きか暇人ですね」って。だって考えたら、条例とかってというテーマに市民がこうやって集まってくる、しかも自分の意志で「行ってみようかな」って思う、こういうことを実はこれまで想像したことございませんでした。条例は議会がつくって、「ああせい、こうせい」、うるさいことが書いてあるし、これがお役所から、回覧板などで回ってきたりしてですね、「ああまたなんかでき

たんだな」というような程度のことでございます。今、けっこうあちこちで、基本条例を考えると、あるいは協働のまちづくりを考えると、こういうシンポジウムが行われ、そこに足を運んでくださる市民の方が増えてきているんですね。このこと、この変化こそがですね、実は基本条例を生み出したんだらうかと、私は思っています。東京大学に金井利之という教授がいます。彼がこう言っています。「地方自治というのは、物好きな人がいなければ、決して充実しないんだ」と。一所懸命になって、ひとりで駆けずり回ってる人がいるなあ、市役所の中で、住民といつも相談しながらやろうとして七転八倒している職員がいるなあとかですね、そういう物好き、そういう人たちがいて、そして周りに影響を与えることを通じて、そこに豊かなまちが、まちづくりというような動きが出てくるというものですよね。そういう意味で言いますと、もう後戻りできないほどに動き出しているのです。地域で人々がこういう催しものに関心を持って集まり、そして自分の地域へ帰って、「今日こんな話があったよ」というようなことを隣り近所の方に言ってくれる。そういうことから広がっ



ていく世界、これこそがですね、これから私が申し上げる、「まちを治めるのは私たちだ」ということにつながっていくと考えています。

レジュメをお配りしていますが、最初にやっかいなことが書いてあります。「条例制定権力」と書いてあるんですけど、これどういう意味かといえますとね、みなさんのこのまちに自治基本条例というものができた。そして、今その実施段階に入っているわけでございますけれども、これまでどちらかという、こういう条例というのは、議会で決めて、市民に対して、「あれをやっちゃいけませんよ、こうしましょうね」というようなことを決めてきた、とこういうふうに受け止めておられると思います。でも条例というのはですね、決めているのは、実は市民自身なんです。議会独自に条例を作って人々に命令する力があるわけではありません。私たち住民のひとりひとりが持っている主権性、まあ国民主権とか市民主権と言ったりしますがね、その市民主権といわれるものを、選挙で議会に預けて、そこで議会が市民に代わって決めるということになっているんです。だから、決めている本当の権力は市民の中にあるんです。したがって、この基本条例を読むときに、こう読んでいただきたい。基本条例で、こうしよう、ああしよう、市政に参加する権限を有してますよってなことが書いてあったらですね、これは誰がその権限を認めたのかっていうと、市民自身が宣言してるんだよ、ということでございます。協働のまちづくりを進めよう、それは誰が言ってるか。市長が言っているわけでも、議会が言っているわけでもありません。市民である、みなさんがそのことを、決意したんだ、ということが基本条例の条文になっているわけでござ

います。したがって、当然でございますけれども、制定権力は市民にあるんだよ、ということは、まずいところがあったら直す責任も市民にありますので、それを議会に申し立てて、ここ都合悪いじゃないか、条文を変えなさいというようなことを要求するのも市民としての責務だと、こういうふうにご考えております。



「まち」は誰のものか —住民の治めたまち・むら

さてそのことを含めてですね、少し、まち、または、ちょっと古い話しますが、前に聞いたことがあるかもしれませんが、むらってということについてもお話します。明治の政府が明治維新でできるまで、つまり江戸時代ぐらいまでですね、まちは、あるいはむらはどうやって治められていたかっていうと、実は自分たちでやっていたんですよっていうことをまず申し上げます。たとえば、雨が降って道がぬかるんだら通行に困ります。住民たちが集まります。おもに世帯主だったんですけどね、全世帯からひとりずつ出てきて、「雨があがったら、一日おいて乾いたところに道普請やろう」って砂利を汲んできて、そこへ砂利を敷く、というようなことを決定します。そしてみんなにそれが知らされて、集まってきて共同作業

をやる。このようにして、たとえば道の管理も、それから河、あるいは峠道とかですね、そういったことを、自分たちが労働力を出しあって解決したんですね。今の言葉で公共財とかいうんですよ。道路、河川とかですね、そういったものは全部自分たちの労働力でやった。

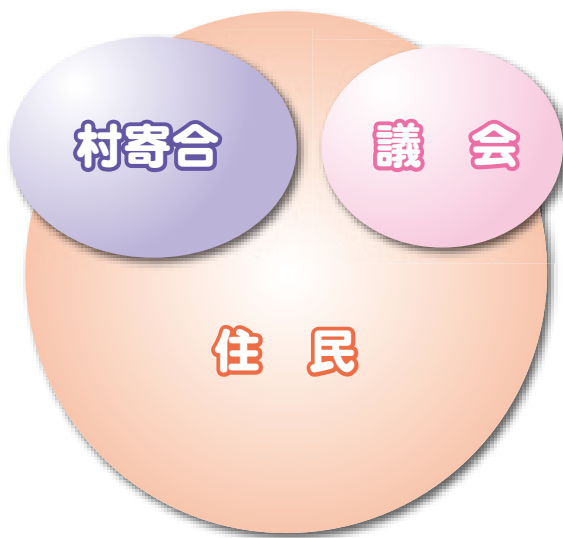
そのほか、たとえば、家の屋根の具合が悪くなったときには屋根の葺きかえというようなことをやらなければいけません、これは共同作業というわけにはいきません。私的財ですから、協議で「やるよ」と決めてもだめなので、近隣つまり近所の人たちがお互いに助けにいくということをやったわけですね。これが互助といたり、あるいは「結(ゆい)」といいますね、このようなコミュニティの相互協力によって成り立った。そして三番目が家族の協力という世界でした。夫婦に子どもが生まれたら、それは爺っちゃん婆っちゃんに預けて、そして自分たちは畑へ、田んぼへと、仕事に出ていく。そして子どもが育つ。子どもがどんどん育っていく頃には、爺っちゃん婆っちゃんが歳とって具合が悪くなる。その時には、家族みんなで、爺っちゃん婆っちゃんの世話をし、死ぬまで面倒をみる。こういうことが成り立っていたと考えられるんですね。そこが、どのような意味でも、行政とか政府とかそういったものとは関係なく、自分たちで治めることができた「むら」でございました。

それでは、先ほど言いました共同作業の段取りはどうやって決めていたのかというと、それが村寄合という場でした。先ほど各世帯から集まってみんなで相談したんだぞっていうことを申しましたが、村寄合というところで決めて、そのルールを守りながらみんなでやっていたんです。

ところが、やがて明治維新になって、ご承知のように、ヨーロッパのほうから資本主義というものが入ってきます。そうすると、働きに行って賃金をもらうという生活の仕方が発生します。当然、会社とかそういうものもできてきますので、そういたしますと、勤め人という世界が広がってまいります。勤め人が増えてくると、先ほど言いました、道普請を共同でやろうぜっていう共同の作業が設定されても行けない人がでちゃうんですね。「ちょっとその日勤めだし」とかっていうようなことがあって、次第に共同作業が整わなくなってしまうのです。

そうするとやはり、むらとしては大変なことになります。道の普請をやっておかない、河ざらいをやっておかないままに秋が来ると、「今度の台風で本当にひどいことになるぞ」というのでその村寄合でみんなが集まってですね、「これはどうしよう、このままでは新しい年を迎えられないぞ」って誰かが言うわけですね。「みんなでやるのにはちょっと大変だ、欠席者も多いしね。じゃあそのぶん誰かに頼もうじゃないか」ということで、たとえば道普請を、たとえば河の浚渫など、水路の管理などを、頼むわけです。「人を雇って頼もう、そのためにみんなで少しずつお金を出し合おうじゃないか」ということで、そこで雇い入れた人に、「いついつまでにここの道普請やっておいてくれないか、これについていくらいくらお支払いする」というふうに、事業計画と予算を立てるのが村寄合の仕事、役割ということになった。そして、そこで決められたことをきちんとやる、というのがその雇われた人たちの仕事。昔はみんなで汗かいてやっていたのをかわりにやってくれる集団がそこにできます。これをのちに行

政というようになるんです。この行政が次第に発達していく。そして、気が付いておられると思いますけど、村寄合ってというのは、今でいう議会の始まりのことでございます。したがって、ちょっとここに書きましようかね。ここに、寄合と、これひとつひとつのまあ集落というか村落としましようかね、むらです。むら。と、行政が出来上がっていくわけでございます。これがこんにちのですね、政府、自治体政府体系のもとだと、こういうふうに言われているんです。そうして、しだいにこれが進んでまいりますと、議会と、行政があって、これが、このふたつが地域を治める役目ということ、認識して、しだいにその役割を、強めていきます。

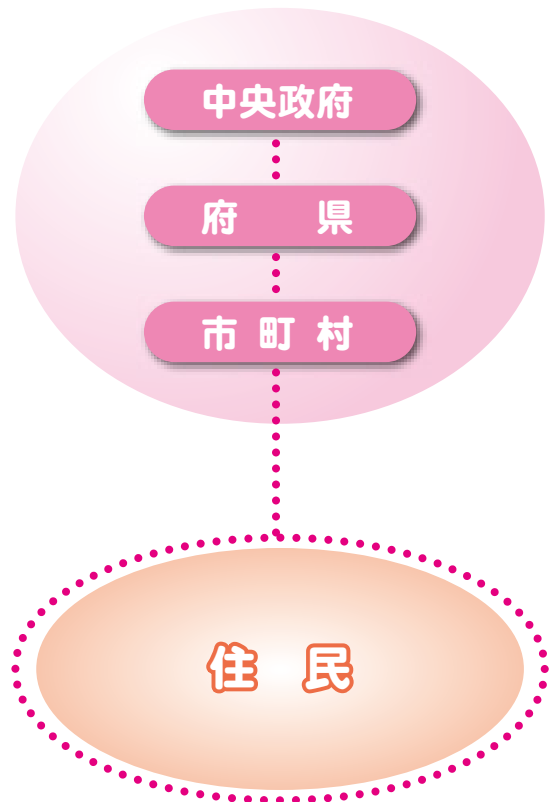


政府が地域を治める時代の到来

ときあたかも、明治二十一年。市政町村制という法律ができるんですね。これで、はじめて、この、政府組織というものを全国的に、全国のむらにもまちにもつくりなさいということで、できあがります。当時の数は、1万5千市町村といわ

れています。このときから、実は、もともと自分たちでむらを治めていたのですけれども、近代に入って、むらを治めるために汗を流す、共同作業をすることがしだいにできなくなって、替りにつくったはずだったこの政府機構が、その地域を治めていく役割を引き受けて、そして拡大していきます。この構造は、ご承知のとおり、ずうっと、戦後あたらしい憲法ができてもおなじように、政府が、まちを、むらを、都市を、管理し、運営するという時代が続いてきたのです。

近代国家



政府の機能の拡大—「政府の時代」

幸いにして、1960年代から、私たちは、急激な高度経済成長というものを達成します。急

激な社会の変化にも直面しました。そのために、次々に発生する困りごと、身の回りで困っている、年寄りが生活上の困ったことをかかえている、という場合、国会で審議され、法律ができる。法律ができて、たとえば老人家庭奉仕員というようなもので対処する。それはすべて自治体で対処するということが求められました。そして自治体は、職員も増やし、もちろん予算も増えました。当然、仕事も増えました。どれぐらい増えたかかっていうと、一番わかりやすいのは、あの千葉県松戸市が、すぐやる課という課をつくって課長さんをはじめ職員が、連絡が入ったらほんとにすぐやるために飛んでいくっていうやりかたをしたんですね。全国の半分以上のところはすぐやる課というのが一時期できました。もっとしゃれてるのがですね、「すぐやるだけじゃないんだ、なんでもやるんだ」といって、何でもやる課という課ができたりして、もう、笑ってしまうぐらいに政府がそこに住んでいる人々とその地域、たとえば河川とか道路とか、あるいは山とかを含めて「すべて、そのまち、むらは、政府がなんでも引き受けて、解決します」という時代が、長らく続きました。

よく言われるように、この時期、私たちの生活も変わりますよね。たとえば、高度成長期には人々が、昔住んでいたところからどんどんと都市部へ都市部へと移動するという人口移動が起きました。そしてその人口移動の行きつく先はなんだったかっていうと、たとえば、日本住宅公団の2DKのような、扉を閉めたら、外の世界とは関係のない、自立した空間といわれた。そういう生活がしだいに都市に蔓延していくのでした。それを、都市生活の孤立化といい、今では流行りの

言葉は、無縁化といわれる状態になっています。しかし、それが成り立ったのはですね、政府が、とりわけ地方政府が、自治体が、人々の心配事や困りごとをなんでも処理してくれた。このことがあってはじめて人々は、人に頼らなくても生活ができた。もちろん、所得が、どんどんと伸びていくときでしたので、必要なものは、スーパーで買えばよろしい。で、公共的に困ったことは、役所に言えばやってくれる、そういう環境の中で、隣近所に依存しなくても生活できるというような、そういう都市が、次々にできあがっていったことは間違いありません。これは、実はヨーロッパでもいわれていることでありまして、市民が政府に依存する、というかたちができあがっている。そして政府に対して解決を求める。たとえば、役所の電話がジャーンっと鳴って、受話器を取ると、「道路に猫が死んでるぞ、なにしてんだ、早く片付けろ」というふうなことが市民から言われる。それで、市役所は飛んで行ってですね、それを処理する。道路管理としてですね。



しかし昔もやはり、そういう例はあったそうですが、まあ、隣近所で話し合っ、「また猫が死んでるよ、どうしようか」といって、近所のお寺さんのところへ持ってって引き取ってもらうか、

「うちの庭の隅へちょっと埋めてやろうよ」というような供養の仕方をした。「どうしようか」ということを隣近所で話し合っ解決する、という世界もあったわけです。今、私たちはそのようにして、自分たちが生み出した政府に、そのまちをゆだねて、まちの運営をゆだねて、そしてそこに依存するということが行われているのです。それを私はこうっています。「政府の時代」。政府が、地域と人々の暮らしを支えた時代、というふうにっています。



「政府が治める時代」の陰り

しかし、長くは続きませんでした。1970年代ぐらいから、世界的な大不況に陥って税収がとまってしまうと、政府の活動がやはり限界になってしまいます。つまり、いま私たちは、およそ30年におよぶ、政府の時代の終わり、政府の時代の陰りというところに直面しながら、実は問題と向き合っているわけであります。そこでいわれてきていること。どうしようというのか。ひとつはですね、鳩山さんが所信表明演説で使ったときあたりから急に有名になったんですが、これが一番わかりやすいかなと思って、最初にご紹介

しましょう。「あたらしい公共」という考え方で。こうっています。「人を支えるという役割を、官といわれる人たちだけが担うのではなく、地域でかかわっておられる方々、ひとりひとりに参加していただき」と。つまりこれまでの公共は、すべて、政府公共—鳩山さんの言葉で官といわれる人たち—が担ってきたんだけど、「『あたらしい公共』の時代はそれだけではありません。人を支える役割というのは、地域で活動しておられる、市民のみなさんひとりひとりによっても、支えられるのです。そして政府はそれを支援いたします」というふうにっています。

ふたつの意味に聞こえるでしょ？ひとつは、「もう、税金は入ってこないし、職員もたくさん雇えなくて、これまでのように全部引き受けるのはもう苦しい。だから市民で引き受けて」と。こういうふうに読める部分があるんですね。もうこれはですね、ようするに、政府の役割撤退論っていうんですけども、「もう全部できないんで頼む」ってやつですね。もうひとつはですね、これなんです。まちを治めるのを、これまで政府が独占してきたが、これを改めるとい。思えば、「市民が主役」という言葉がいっぱいありましたけど、これ市民のまちですよ。もともとの最初に申し上げたように、行政をつくり、そして議会を生み出して、この、むらの統治といいましょうか、むらの運営をまかせる組織をつくったのは市民自身、そこに住んでいる住民自身でした。だけれども、全部ここにまかせたわけではなく、やはり、いっしょになって地域を治めていった。やるべきことは、やらねばならないだろう。そしてそのような市民としての主体的なかかわりを復活させていく。そうして、「このまちは、だれのもので

もない、私たちのまちなんだ。だから私たちがやるんだ」というような、参加論といったら変でしょうけど、そういう意味での「あたらしい公共」のとらえ方もある。ただしこれ、全部を引き受けるのではなく、今いってるのは {協働} っていう世界どまりです。「協力しながら、いっしょにやりましょうね。ぜんぶ、あなたたちにせよといってるわけではありません。パートナーとして、このまちを運営していくのを、いっしょにやりませんか」とこういうことを言い出してきている。

くの仕事をづくり、それを処理させるという仕組みだった。これ、よくみると気が付くことあるでしょ。あ、議会がないな、というのがひとつです。もうひとつは、じゃあ市民はここでなにしてるんだ。取り締まりの対象か、あるいは税金を上へあげていく。つまり統治の客体。市民のために、なにになにしてやるとはいいますが、市民が決定するということとは遠い世界だった。市民の側は、やってもらう。そのようにして、政府はどんどんと仕事を増やしてきたのです。

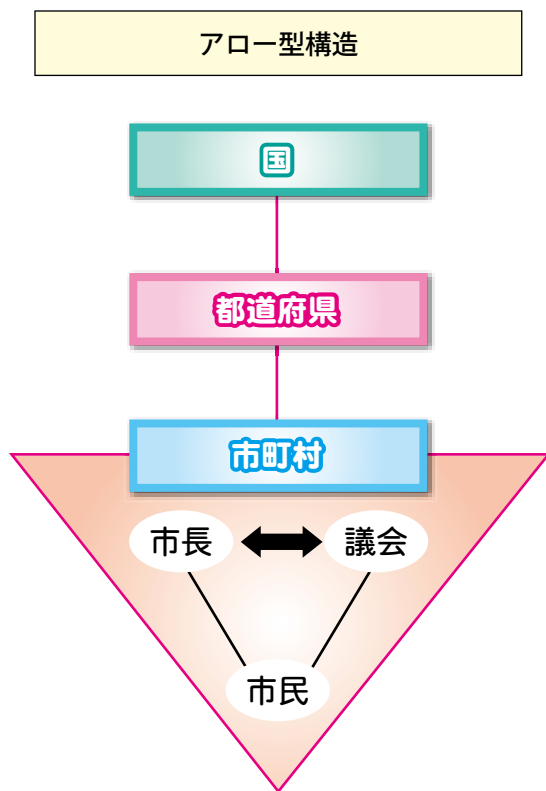
地方分権の意味

そうしますとね、このために何が必要だったかという、中央政府が独占してきた権限や財源を地方に移さなければ、この協働の世界だって無理ですね。国会と市民が直接、あるいは経済産業省と市民が直接パートナーシップを結ぶわけではありませんからね。いずれにしたってこれ地方で話でございます。そこでね、政府はこういうことするんです。分権という言葉はなんべんも聞いてるからおわかりですよ。ただこのときね、何をやったかという、こういうことなんです。それまでは、国が決めて、県の知事に指示する。「知事は〇〇をきなさい」というふうですね。または、市長に、「市長は〇〇きなさい」というふうにする。で、このいきつくところは市民ですよ。国が法律をつくって、「〇〇しちやいけませんよ」と決める。するとその取り締まりは市長なり、知事なりが行う。あるいは、市民にこのような恩恵を与えます、というようなことについてもやる。これを、縦一本のI字型構造と私は呼んでいます。独占的に、国の方針で、地方に多



これをね、分権によって変えましょうという。知事のところも変えましたが、ここでは市町村の部分についていいます。市町村長のところをこういふかたちに変えましょうという改革です。市民がいて、議会があって、そして市長がいてですね、そして市長が行政サービス等をここからアウ

トプットする。おわかりでしょうか、私はこれを「アロー型構造」といっている。ちょっと矢じりみたいでしょ。これのなにが大事かっていうと議会が、地域の経営に姿を現した、ということなんです。これ、実は法制度上もそうだったのです。I字型構造のときは、国が市長に直接指示していました。「議会に相談しなくてもいいからね」という、そういう事務の種類が実に多かったんです。それをあらためて、市民と議会とがですね、まさにいっしょになって政策の立案にもかかわり、参加し、そして市長が実施していく執行過程にも市民たちがかかわってくる、というような、この三つ巴の構造にする。このようにすることによってですね、政府が独占的にやってきたやりかたを変えていこうと、こういうことを、この10年間ぐらいで、実は制度改革やったんです。学界ではこれを「地方のガバナンス」という言葉で流行らせているんですよ。



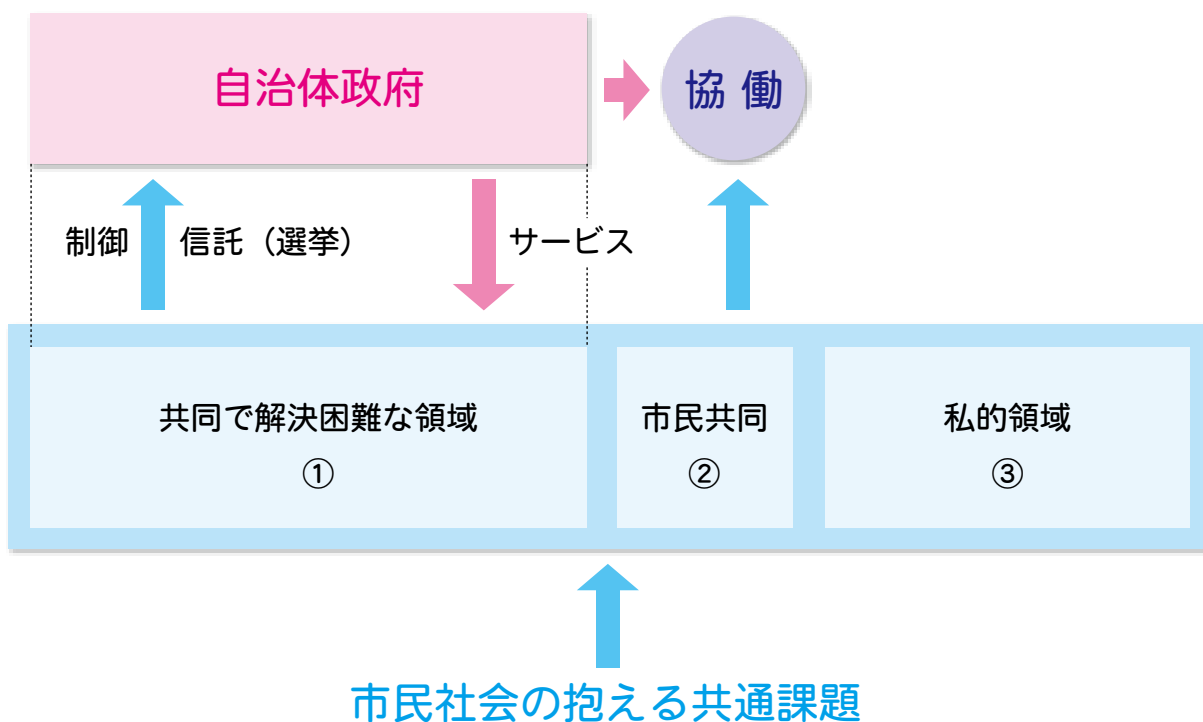
ガバメントからガバナンスへの変更などといったりもします。ガバメントという言葉は、もともとあったでしょ。政府という意味です。ではこのガバナンスはどうやって日本語訳してるかといえば、「協治」すなわち協力して治めましょうということです、まあ、理屈の世界の話です。

自治体を治める 基本ルールをつくる

それで、問題はですね、こういうガバナンスの体系、いうのは簡単なんですけど、じゃあ、この三者どのようにして、まちを治めていくために役割を分担し、どのようにしてこの話し合いをし、誰が誰に指示をするのか、いやしないのかとかですね、そういう、アロー構造のなかの運営の仕方というのはなにも決まっていない。そこで、全国の多くの自治体で、自治基本条例というものをつくらなきゃしょうがないだろう。この市町村という自治体を、市という自治体を、どうやって治めていくか。これにはどのような権限が市民の中に留保されているべきか。だって市民のまちなんですから。そして議会には何をさせるか、市長及び行政部門にはどのような責任と任務を与えるか、そういったことを話し合っ、それでもって、ちょうど、この国が日本国憲法によって導かれていくように、このまちは、この基本条例によって導かれていく、私たちはこのようにして治めます、ということを決めていく。そういうものとして、多くの自治体で普及し、そしてもはや私は必需品になっているのではないかとこのように思います。ちなみに、こちらの越谷市の自治基本条例を拝見いたしますと、最初に申し上げ

た、まちはだれのものかということについてはですね、「市民はまちづくりの主体です」ということが、第4条に決められています。まちづくりの主体であることを基本に、「自治のまちづくりに取り組みます」。取り組みます、と条例に書いてあるのは、政府がいつているのではありませんよ。市民がいつていると読むべきなのであります。そして、このまちをですね、どのように運営していくか、基本的な方向性だけは、もうすでに、まちの憲法たる自治基本条例で示している。それは、「市民の参加を基本とした市政運営を行います」。こうですね。議会、市長の決定に市民の参加を認めていく。それからもうひとつ。「協働を基本としたまちづくりを行っていきます」。これ、第6条に書かれているのですね。さて、そのようにしてですね、いま、私たちは、政府によって治めてもらう時代から、自らその政府と協治し、協力しあいながらですね、まちを治めていくという方に、位置をかえつつある。

その関係を市民の3つの顔ということでご紹介しておきます。下の図の下の部分は、私たちが暮らしている、全生活領域をあらわしていますが、ここに、私的領域というのがあります。政府だのなんだの関係なくですね、家族とか個人として自己責任で生きていく。おなかが空いたらご飯を炊いて食べる、ご飯を炊いて食べるにはお金が必要ですから働きにいくと。そういうような世界でございます。これ自己責任。そのように自己責任で解決のつかないことがあります。たとえば一人暮らしをしていた方が年とって、ちょっと体の具合が悪くなった、さてどうしようかっていうことになると、自己責任だけでは済まないの、この、公の領域に入ってきますね。そのときに、2つあります。一番左側までいっちゃう、これは、たとえば医療保険、公的な世界ですね。医療保険を使って入院するとかですね。いや、それほどひどくないので、NPOの方たちのちょっとしたこう助力があれば



生活が成り立っていくというような世界がある。この場合は中間の領域で済む。つまりひとりひとりでは解決つかないことについては、ひとびとの協力で成立するもの、これを②の共同の領域としましょうかね。では①の領域は何かっていうと、公的に、税金を払ってですね、政府のちからで解決しなければいけないという領域です。やっぱりあります。この部分は、自治体政府が担当するんです。この自治体政府の運営はだれに任せればいいのか。「どこから会社の社長をよんできて頼むのも難しだろう。やっぱり自分たちの中から選んで、経営を任せたらどうだろうか」というので、選挙の制度が入っていますね。そうすると、この①の領域に係る市民というのは誰なんですかということ、主権者市民というふうに言います。したがって、この主権者市民はですね、自分たちの設立した政府の運営の責任を負っていますから、「なにをやっているのかちゃんと知らせてくれよな」という。まあ、株式会社でいうと株主総会みたいなもんですからね、「社長（市長）、情報をちゃんとくれなきゃ判断できないじゃないか」というので、政府に対してですね、選挙をやりませうけれども、情報の公開を必ずしてもらいますということになる。このことはたしか基本条例にも、第10条の2項というところに、「市民は、市政に関する情報を知る権利があります」ということを、述べているわけでありませうね。で、このようにして、政府をどのように運営していくか、ということが、この主権者市民にとっての大きな役割ということになります。なにとなにとなにをやるか、ということも基本条例で検討されているはずであります。参加とか、あるいは提案とかですね。それでは、②番の領域の市民はどんな顔をして

いるのでしょうか。これ、「ともに公共をになう市民」といつているんですね。市民同士が声かけあってですね、たとえば、お年寄りで食事をつくるのが大変な家庭に、「給食をやろうよ」とかですね、そういう運動。さまざまなタイプの運動がございます。きのうも、ある女性団体のところと話していたら、なんと、犬の散歩の同行というボランティアがあるらしくてですね、大変感心しました。私の大学のゼミの教え子が、地域通貨をたくさん集めてて、あるとき見せてもらったんですけどね。「どうやってそれ集めたんだ」って言ったら、彼が言ったのはですね、犬の散歩の代行だったんですね。つまりちょっと体が弱ってですね、犬の散歩なかなか行ってやれないので、かわりに学生がですね、ボランティアでやってやる。そうすると地域通貨がもらえる、みたいなかたちでやってた。私はそれぞれ、新しい時代のテーマだなあと考えていたのですが、なんと、きのうの女性団体たちのボランティアは、代わりに散歩行くというのじゃないんです。「いっしょに行こう」といつてですね、時間がかかっても、そのお年寄りとわんちゃんとですね、そしてそれを支える人と3人でですね、散歩に行く。散歩同行。健康のことを考えたらぜったいそうだよなどは思いますが、そういうかたちで公共を担う市民がでてきた。少なくとも、はっきりしていることは、「私は犬を飼ってるんだけど、今日どうも体の調子が悪くって犬の散歩行ってやれないんだ」と市役所に電話をしたら、市役所はやってくれるでしょうか。くれませう。なぜかっていうと、それは、たしかなる公共という認定を得にくいからでございます。市議会で、犬の散歩を公共事務と認めるといふような決定でもあればともかくで

すね、公共の財産である公務員をそこへあてるってことは、なかなかむずかしいのですね。こういうふうな事例を「生煮えの公共」といっています。だって、公共の認定を受けられなくたって、困っている人は本当になんとかしてほしいんですよ。犬の散歩であってもね。もちろん給食であっても。というふうなことでありまして、これを人々がNPOをつくったりボランティア団体をつくったりして支えていく。これを②番目として、ともに公共を担う市民たちというふうになっています。そういうのがどんどんどんどんいま広がってきているんですね。

つぎに③番ですね、これ、消費者市民とおきましょう。ただこれはですね、ただ、もの買ってきて食って消費している市民という意味ではないんですよ。その背景にあるのはですね、消費者としての権利をきちっと行使すること、消費者相互の互助。つまり、なんて言ったらいいんでしょう。隣近所でもいいんです。ひとりひとりの生活者としての付き合いというようなことを大事にする。ちょっと家を空ける時に、「旅行に行ってきます、よろしくね」とか言って言ったら帰りに温泉まんじゅうを買ってくるとか、昔はそういうかたちで、紡いできた世界でございました。いまこどもけっこう大事になってきています。たとえばこちらの基本条例では第12条に地域コミュニティについて掲げられています。住民相互の親睦、共通課題の解決等を担っていく、そういうものとして地域コミュニティを大事にしていくということでもあります。

先程は、住民、議会、市長などによる「協治の世界」（アロー構造）といたしましたが、そこにかかわっている市民は、このように3つの立場を

それぞれに使い分けてといいたいでしょうかね、それぞれの場面でこの市民の顔を出してくるわけがありますね。たとえば先程言いました市の基本方針の「協働」というのはどういうことかっていうと、この②の世界が活動していくために、政府すなわち①の世界とですね、ここで手を結ぶってというようなことであります。けっして市民団体や市民に下請けをさせるというのを協働とは言わないので、市民たちの公共を担う活動を、市という政府の持っている資源で、何かしらそこで協力できる都市、そういう世界が成り立つかどうかというふうなことでございます。



自治基本条例をいかす

最後にこれからのことをお話しします。基本条例はできたけれども、多くの自治体ではだいたいつくりっぱなしというところが多いのです。やがてそのうち、「ああそんなのがあったつけねえ」というふうな時代がくるかもしれません。大半のところはそうなっているようです。で、それであっては基本条例を大変な努力をして、しかも努力をしたのは議員さんだけではなくて、つくるた

めにかかわった多くの市民の方たちがいて、その方たちの熱意もあってできあがっている。その熱意を、これからのまちづくりにどうやって活かしていくかっていうことを、みんなで考えていかなければならないということになる。そのために一応、羅列的ではありますが、こんなことが課題になりますよということを最後に申し上げて終わりにしようと思います。



まずですね、行政とか議会との関係でどんなことが課題になるか。そこに掲げてあるんですけど、「自治基本条例の理念を共有する」、こういうのは簡単だということですけどね。小さなミニフォーラム、4~5人集まったら、基本条例つくるときに委員として入っておられた方を呼んできて、これどういう意味とかですね、というようなことを、小さなグループごとにどんどん勉強会をしていくというようなことを意味しています。もしかすると、市役所の企画課あたりが手助けで、来てくれるかもしれませんが、あちこちに広がると、「そんな人手はない」ということになるかもしれません。

それから2番目にですね、市などがときどき呼びかける、「こういう集まりありますよ」とか

ですね、「こういう会議に参加しませんか」というようなそういう参加の機会を活かすということです。できるだけ声かけあって「ああ私これちょっと無理だけどあなただったら大丈夫じゃない?」。「じゃあ私今回は行ってみようかしら」みたいなかたちで話し合うとかですね、そういうようなことが日常の中で生まれてくるようなことになれば素晴らしい。

それから先ほど言いました、ともに公共を担う市民になっていくためにはですね、やはりまちに目を向けて、「あ、これきっと困ってるだろうな」というようなことに気づき、どうしたら対処できるかっていうようなことを友達と話し合うということが必要です。たとえば今、あの松戸市のすぐやる課でさえも困っていることがあります。それは、「お掃除をしているんだけど、ちょっとタンスが動かせないの。タンスの裏側もやりたいんだけど、誰か来てちょっとタンスを引いてくれませんか」というお願いが市役所に寄せられるそうです。そのときに市はどうしているか。「お宅には今あなたしかいないのですか。誰かいないんですか」というふうにお聞きするようにしているそうですが、たまに、「2階に嫁がいるんですけども、頼めません」といわれたりするんですって。これからは、嫁がいるうちはまだラッキーですよ。いまお年寄りの76%は一人暮らしか夫婦のみです。そうすると歳とってくるとそれで困ることになって、たとえばテレビをちょっと位置動かすのにも困ります。これを全部公共サービスとして市が引き受けていたら破産します。ということは、だれかがその情報をキャッチして、ちょっとした手助けをしてあげるというような社会をこれからどうつくっていく

か、そんなこともこの基本条例の基本理念の中です。かかっているわけでありませぬ。そのほか、地域での課題っていうのを、そこに掲げておきました。市民間の協力をつくる、いま申し上げたようなことですが、協力するときには、行政が「協力する団体つくりませんか」って言うてもだめなんです。こんなことで困っている人があるだけでも、私たちでなんとかしてあげられないかな」というようなかたちで、テーマごとに人々の協力の輪をつくっていく。そんな事業が進んでいくと、たとえば、最初は配食事業も「ご近所のお年寄りがお昼をどうも食べてないようだ」って気づいた人が呼びかけて、「なんとかして給食できないかな」っていうので集まって、自分の家の台所でお弁当つくっていたそうです。で、それが次第に話題になって、何百食も必要になった時に、市との話し合い、協働の世界というのが求められます。たとえば、公民館の調理室を使わせてもらえないだろ

うかというようなこと。幼稚園が終わったあと、夕食に給食の調理場を使えないだろうか。そういうようなことでこう協力しあっていくと大変大きな成果があがるというようなことがわかってまいりました。そのためにまず、みんながまちに、人々のくらしに目を向けるというくせをつけていくというようなことが大切ではないだろうか、と考えて、生きている今日この頃でございます。

なお、予定表には、5分ぐらい前に話をやめて、会場からの質問を取れみたいなことになっているんですけど、時間なくなってしまったので、あとでパネルディスカッションの時にも私おりますから、その時に会場とのやり取りありますので、そこで私に今お話したことに質問やご意見がある方は述べていただければと思います。ということで、お話をこれで終了させていただきます。どうもご清聴ありがとうございます。



自治基本条例をいかしたまちづくり

辻山 幸宣

はじめに

条例制定権力ー強制力の源泉

1. 基本条例で何を宣言したか

(1) 「まち」は誰のものか（住民の治めたむら）

「市民は、まちづくりの主体」（4条）（まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます）

(2) 「まち」をどのように運営するか

「市民の参加を基本とした市政運営」（5条）「協働を基本としたまちづくり」（6条）

2. これまでの私たちー「まち」の運営を任せきりにしてきた

- ・要求すれば「やってくれる」
- ・自分達は私生活の向上に邁進

3. 地方分権の流れと新しい公共

① 「地域のことは地域できめる」（地方分権・地域主権）

- ・中央で決めたことは地域事情を反映しない
- ・地域のことを一番よく知っているのは誰？
- ・決めたことに責任も

② 「人を支えるという役割を『官』といわれる人たちだけが担うのではなく、…地域で関わっておられる方々一人ひとりに参加していただき」（新しい公共）（政府撤退論 vs 市民自治論）

- ・ちょっとした家具の移動、急な腹痛、放置された庭木

4. 自治体政府の行動に目を向ける（政府形成図：三つの市民）

- ・参加（10条①）
- ・情報共有（10条②）

5. 自発的なまちづくり活動

- ・地域コミュニティ（12条）「住民相互の親睦、共通課題の解決等」
- ・市民活動団体「市民の生活を支えあい、社会の課題解決」
- ・「(相互に)連携を図り、協力してまちづくりを」

6. 自治基本条例を活かしたまちづくりの課題

【行政・議会との関係】	【地域で】
自治基本条例の理念を共有する	市民間の協力をつくるー市民事業→協働
参加機会に応募する 提案活動	公的資金配分機構をつくる まちを探す
協働事業への参加 公の施設の管理受託	まちをテーマ・地域の連携でつくる
市民活動支援の予算と仕組み作り	混住社会を生きる（外国人・ホームレス・
自治基本条例を見直す	単身・子ども）高齢者を気づかう

3 第2部

寸劇及びパネルディスカッション

●テーマ

「くらしにつながる自治基本条例」

(1)寸劇

「自治基本条例ってなあに？」

脚 本 村田 恵子 協力員
出 演 自治基本条例シンポジウム協力員の
皆さん

越谷市自治基本条例
シンポジウム 寸劇

脚本 村田恵子

第1景

市民の定義

第3条

市民とは市内において、住み、働
き、学び、または活動する個人や
団体をいいます

と、スクリーンに映し出す。

映し出された条文を、ナレーションが読み上げ
る。

(ナレーション)

若いサラリーマン、飯田さんと同僚の吉田さん
(女性) が居酒屋で鴨ネギ鍋を食べている。

飯田

やあ、この鴨
ネギ鍋はおい
しいね。

吉田

そうですね。
越谷には宮内
庁の鴨場があ
るし、それに
ネギの名産地として有名なので、その二つを
ドッキングして、商工会の青年部の人たちが開
発した鍋なのよ。

飯田

それは素晴らしいね。それにしても越谷の旧市
街地はさびれた感じがするね。蔵のある商店も
残っていて、宿場町のなごりもあるのにな。



吉田

そうね。あなたは建築の仕事をしているから気になるのね。私は越谷生まれの越谷育ちだから、いっそう残念に思うわ。でも、最近、商店街の若い経営者たちが中心になって、「宿場町サミット」をやって、新しい機運もうまれているのよ。

飯田

そうなんだ。僕もそういうことに参加したいなあ。

吉田

あら、地元の人も大歓迎だと思うわ。あなたは仕事を越谷でしているし。

飯田

そうだよ。越谷の建築会社に就職して5年経つけれど、越谷のまちづくりには関心があるよ。越谷にはいろいろな社会資源があるし、もっとユニークなまちになれると思うんだ。

吉田

それなら、市民活動だけでなく、審議会の委員になったらどうかな。日頃、考えていることを直接、市役所に言うことができるよ。そうしたらまちづくりにあなたの意見がいかされるかもしれないわ。

**飯田**

でも、僕は東京都民だよ。

吉田

あのね、越谷市自治基本条例っていう条例が3年前にできてね。そこでは「市民は越谷に住んでいる人だけでなく、働いている人も市民」と規定したの。だから、これまで審議会の委員の資格は「在住者」だけだったけれど、「在勤者」や「在学」している人も含まれるようになったのよ。

飯田

へえー。それはすごい。

吉田

そうよ。あなたも市の広報や市のホームページを読んで、自分がやってみたいと思う審議会や委員会の公募情報をチェックしたらいいのよ。

飯田

そうか。これから、駅に置いてある市の広報を隅から隅まで読むことにするよ。

第2景

情報共有の原則

第7条

市民および市はまちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します

と、スクリーンに映し出す。

映し出された条文を、ナレーションが読み上げる。

(ナレーション)

地震がおこり、街路樹が激しく揺れている。市内の住宅地で、あわてて外に飛び出した住民同士が話をしている。



小沢

あ～、野田さん家の奥さん。

野田

あら、小沢さん家の奥さん。

小沢

いや～、すごい地震。こわくて外に飛び出しちゃった。電気が消えちゃったけど、野田さん家もですか。

野田

ええ、うちも停電ですね。

小沢

あら、野田さん、あそこのブロック塀が傾いていますよ。

野田

本当ですね。この地域は地震ハザードマップでオレンジ色でしたからね。

小沢

地震ハザードマップ？

野田

3.11が起こる前に越谷市が作った地震の被害状況を予測した地図ですよ。自治会で配って

いましたわよ。小沢さんは見ていないんですか？

小沢

そういえば見た気もするけれど。

野田

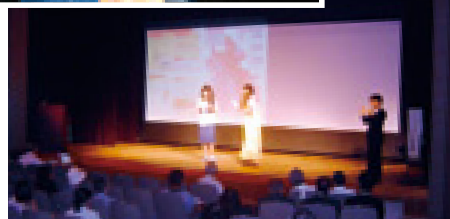
そうなんです。マグニチュード6.9の越谷市の直下型地震を想定して作られているのですわよ。揺れやすい度合いで地域ごとに色をつけた地図なんです。

小沢

うちはもう家を買っちゃったから遅いけれど、これから家を買う人が参考にできるからいいですね。夫がこういう情報も市が公開するようになったんだなあ、とちょっと驚いていました。

野田

そうですね。自分たちの住む地域が危険だって言われたら、いい気持ちはしないし、不動産の売買にも影響ありますものね。でも、この地域は揺れやすい地域なんだから、地震が来たらブロック塀からは離れるとか、古い住宅の人は急いで避難するとかの心構えができますから、本当のことは知っていた方がいいですね。



小沢

そういえば野田さん、あの角の橋下さん家は大丈夫でしょうか？あそこには寝たきりの奥さんがいて、旦那さんが介護していましたよね。

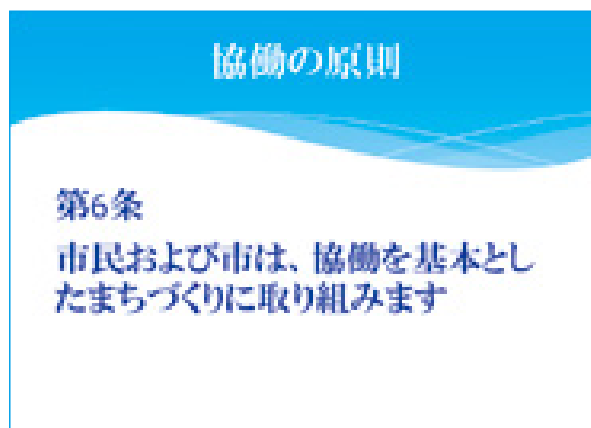
野田

そうですね。ちょっと心配ですね。二人でちょっと様子を見に行きませんか？

小沢

そうしましょう。

(と、二人は舞台上手へ走り出す)

**第3景**

と、スクリーンに映し出す。

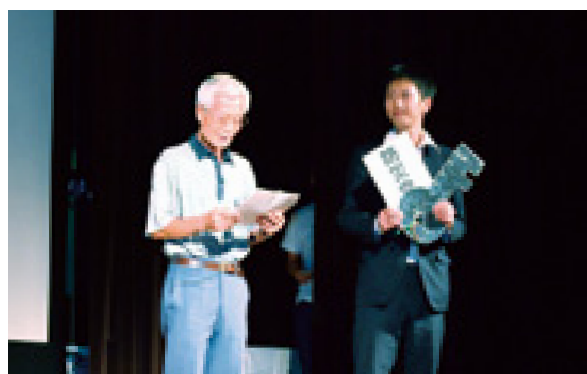
映し出された条文を、ナレーションが読み上げる。

(ナレーション)

駅近くの公民館。職員が慌ただしく避難所の開設のための準備をしている。

所長

停電か。暗くなってきたから自家発電をしなくてはいけないな。おい、斎藤君、防災倉庫からとりあえず30枚ぐらい毛布を出しておいてくれ。それから水も1ケース出しておくように。

**職員**

わかりました。(と、上手に行く)

所長

もしもし、(と鉄道会社に電話をかけるが、話し中であつながらない)

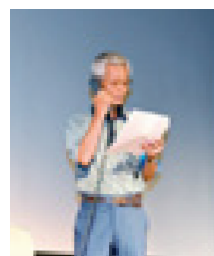
うーん、東武電車で電話をしても話し中であつながらない

なあ。電車はいつ運行されるのかな？しょうがないなあ。テレビはつかないし、携帯ラジオを聞こう。市役所から電話もかかってこないし。情報が少ないなあ。

(と、ラジオのスイッチをつける)

ラジオ

「こちらコミュニティFMです。午後6時10分に東京湾北部でマグニチュード6の地震が発生しました。詳しい状況は不明ですが、越谷市内では現在、鉄道が不通となっており、一部停電の地域もあります。引き続き番組を変更して地震情報をお伝えしていきます」



所長

うーん、やっぱりこうやって聴くと安心するなあ。こういう時、一番ほしいのは情報だからなあ。

自治会の防災担当（矢部）

所長さん。大丈夫ですか？もしかしたら、公民館が避難所になるかもしれないと思ってきました。どうなっていますか？

所長

ああ矢部さん、ありがとうございます。まだ、どなたも住民の方は来ていませんが、そちらの地域では被害はありませんでしたか？

矢部

私は自転車で来たのですが、塀が壊れたり、屋根の瓦がおちている家もありましたが、倒れている家は見ませんでした。でも、ひどい揺れでしたね。ところで公民館は避難所になるのですか？

所長

まだ、正式に上から指示が来ていませんが、ここは駅に近いので住民の方よりも帰宅できない人たちを受け入れることになるかもしれません。それで、一応、その準備をしています。

矢部

そうですか。私たち防災担当は携帯電話がかかりにくくなっていますが、できるだけ連絡を取り合っています。私は一応、公民館の様子を見に来たんです。もし、帰宅できない人たちが大勢来たら、何か手伝いますよ。

所長

ありがとうございます。そうになったら職員だけでは対応できないので、よろしくお願いします。

矢部

震源が東京湾だと東京方面に帰る人は足止めされるかもしれませんよね。そうなったらここで宿泊するしかないですよ。

所長

市内にまだおられる方は、自分の会社とか大学内で泊ってほしいですが、そうできない人もいられるでしょうからね。

（ラジオ放送から声がする）

コミュニティFM

越谷消防署の発表では市内〇〇町で倒れた家具によって怪我をされた方が1名、救急車で運ばれたとのことでした。

矢部

うーん、うちの自治会でも被害があるかもしれない。要援護者名簿も私の自治会では作ってありますから、それをもとに今、役員が安否確認をしようかと相談しています。いったん、私は戻りますが、2時間ぐらいしたら連絡するなり、来たりしますよ。

所長

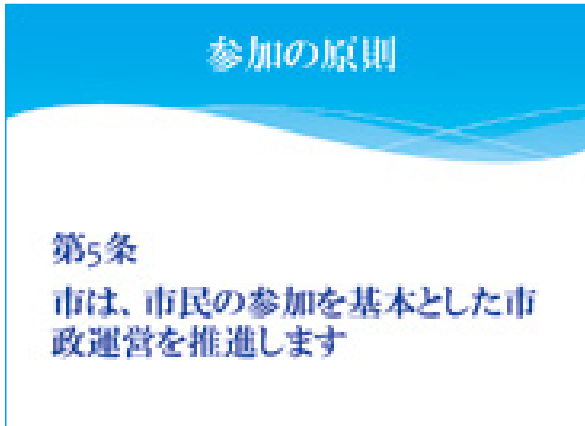
よろしくお願いします。私は今夜、ここにいますから。

矢部

こういう時こそ、みんなで力を合わせましょう。



第4景



と、スクリーンに映し出す。

映し出された条文を、ナレーションが読み上げる。

(ナレーション)

ある審議会が終わって。会議室から出てきた委員の会話。

(分厚い封筒を抱えている)



近藤委員 (女性)

ああーなんか、今日は疲れたわね。

内山委員 (女性)

本当に！論文まで書いて抽選で公募委員になったのに、発言の機会がなかったわ！

近藤委員

大体、あんな分厚い資料を当日に出すってどういうことかしら。超能力でもないかぎり読めないわよ。

内山委員

そうそう。それに行政用語ばかり。普通の国語辞典には載ってないわよあんな言葉。

近藤委員

それに事前に送った資料を読み上げるだけで1時間。審議したのは1時間よ。事前に配布された資料を読み上げなくたって私たちは字が読めるわよ。

内山委員

でも、読んでこない委員がいるから読み上げるんじゃないの。

近藤委員

それもおかしくない？市長から委嘱状をもらって委員の謝金と交通費をもらっているのよ。思わず、今日の審議会の費用はいくらかかっているのか計算してしまったわ。

内山委員

審議会の委員は全員、ボランティアにすればいいんじゃないの？

近藤委員

それじゃあ、お金と暇のある人だけが委員になってしまうのではないかな？広く市民の意見を聞かなければならないのが審議会なんじゃないの。

(そこに知り合いの職員が通りかかる)

内山委員

あら、山田さん、今度、課長さんになったんですってね。お忙しいでしょう。

山田課長

ええ、まあ。お二人は今日はなんですか。

近藤委員

審議会に二人とも公募委員で選ばれたのできたのですけれどね。どうして、あんなに議論が

深まらないのかって言っていたのですよ。職員は原稿どおりに読み上げるだけだし。

山田課長

(苦笑) お疲れ様ですね。でも、審議会にお二人のような女性で、団体の役員や推薦なしに委員になられたのは、一步前進だと思いますがね。以前の審議会はまず団体の役員さんや推薦する人ばかりで、大抵男性でしたからね。

内山委員

そういえばそうだけれど。そうそう、山田さんと知り合ったのは都市計画マスタープランの時でしたね。

近藤委員

なに？その「都市計画マスタープラン」って？



山田課長

道路や公園、広場などの都市計画を作る時の基本方針のことですね。20年前に法律ができて、市役所が市民の意見を聞かずに計画を作ることができなくなったんです。

内山委員

そうそう、その時、自治会から連絡が来てワークショップというのに参加したわ。私はそれでまちづくりに興味を持つようになったのよ。その時に課長さんとも知り合ったわね。

山田課長

そうですね。あの時は意見がいっぱい出てまとめるのに苦労しました。

近藤委員

そういえば3年前の「越谷市自治基本条例」を作るときは、委員は全員が公募の委員だったわね。

山田課長

そうですね。普通は私たち職員が案を作って審議してもらうんですが、あの時はまったく白紙で委員の方が実際の条文を書かれたんですね。

近藤委員

30人の委員が手分けして条文を書いていったのよ。どうなることやら、と思ったけれどやればできるのね。

内山委員

それじゃあ、ほかの審議会もその方式でやればいいんじゃないの？

山田課長

それは、それぞれの審議会の性格がありますからね。全部には適用できないでしょうね。でも、国のいろいろな法律も市民参加が必須になってきましたね。

近藤委員

けれど、その市民参加の方法が変わり映えしないじゃないの。今日みたいな審議会のやり方じゃなくて、もっと自由な意見を出し合うワークショップを取り入れるとかね。

内山委員

でも、山田さんが課長になったことだし、越谷市の市民参加ももっと進むでしょうよ。

山田課長

えー。それ皮肉ですか。

内山委員

いえいえ、期待していますよ。私たちも一生懸命、行政用語を勉強して、市民参加しますからね（おほっ、おほっと内山、近藤が笑う）。



(2) パネルディスカッション

パネリスト（4名）

- 越谷市自治基本条例推進会議会長 佐々木 一彦氏
- 越谷市自治会連合会荻島支部支部長及び
越谷市荻島地区コミュニティ推進協議会会長 會田 雄一氏
- 文教大学人間科学部社会福祉コース在籍 小林 正和氏
- NPO法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく代表理事
青木 照代氏

コーディネーター

- 公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣氏



辻山先生

本日は、ただ今ご紹介のあった4名のパネリストをお招きしております。この4名のパネリストの皆さんと一緒にこれから話を進めていきたいと思えます。はじめに、この後、どういふふうに進めていくかについて申し上げます。お手元の資料にありますように、「身近なくらしにつながる自治基本条例」、まあ、こうは言いますが、それぞれ地域で活動されている方たちというのは、自治基本条例があろうがなかろうがそれぞれ活動をやっぱりやっているんだと思うんですね。そういう中で、越谷市では自治基本条例が出来てきて、どこかでその自分がやっている活動が、自治基本条例の精神の一部と関わりがあるのかなと、ほのかに議論してみたいと思っているのです。

そのことを通して、こうした人々の活動によって支えられているという側面、それから、もうひとつ大事なものは、行政が変わっていくという側面がなければなりません。市民が活動をする。これを行政が上から管理しようというような精神でいこうとするならば、このことは、とても豊かに広まっていくとは考えられないです。それから先ほどの寸劇にもあったように、「情報をちゃんと公開して共有しましょうね」とか、それから「力をだしあって」という時には、行政も上からものを言うのではなくて「一緒にやりましょうね」そういう文化を行政も創っていくということが求められていると思うんです。こんなことをほのかに思っています、ここでこうしようとか、ああしようという結論は出ないと思うんです。しかし、確実にこうして活動している方々がいるということとをみんなで共有していく、そういう議論にしたいなと思えます。そこで最初に、先ほど寸劇にもありましたが、「自治基本条例って公募市民だけでやったんですって」というのとか、「原案のない世界」とか、ちょうど今日パネリストとしてご出席の佐々木さんは、この市民でつく

られた委員会の委員長をされていたということで、つぶさに自治基本条例が出来るまでを見てこられた方ですので、最初に「自治基本条例ってこんな風に議論して出来ました」ということの概略を説明していただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

佐々木氏



佐々木と申します。よろしくお願いいたします。自己紹介は、後ほどさせていただくこととして、今コーディネーターの先生からお話のありました点について、触れさせていただきたいと思います。私は何年か前に偶然、地元の公民館の生涯学習関係の事業で、本日は司会を務められております立澤部長、当時は課長でしたが、と知り合いになって、その素晴らしい人柄とか卓越した能力にすっかり惚れ込んでしまっていて、「何か市のことで協力できることがあったらしようかな」と、そんなことを思っていました。そんな矢先に、市では、自治基本条例を制定しようとする機運が高まりました。これは、全国的に先ほどの講演の中にもありましたように、地方の時代ということで、「中央政府」の持っていたいろんな権限を「地方政府」としての地方自治体にどんどん移譲する、越谷で言えば越谷市が中心となって「自分たちのことは自分たちでやっていこう」、そういうような大きな流れの中で、全国的に自治基本条例を制定しようという機運が高まったわけです。越谷市でも平成19年に越谷市自治基本条例制定基本方針というものを市が定めまして、そして、立澤さんが所管している企画部企画課が中心

となりまして、講演会をはじめとし、様々な取り組みがはじまりました。私も一市民としてささやかながら「何かお手伝いできないか、少しでもお役に立ちたい」と思い参加いたしました。その一環として、ちょうどその年の9月から市民の自主的な運営による自治基本条例勉強会が市当局の応援を得ながらスタートいたしました。この勉強会は20人近いメンバーで構成されておりまして、その中には、今回のシンポジウム開催にあたりまして企画の段階から参画して、裏方に回ったり、先ほどの寸劇を披露したりというように、そうそうたる方々がたくさん集まって、そして勉強会をはじめました。私もたまたま、かつて大学で法社会学を専攻したこともありまして、今回の越谷市の自治基本条例の制定には、ことのほか関心をもったものですから、せっかくの機会だと思いついて進んで参加し、しかも非力ながら勉強会の代表幹事を務めました。今日は、協力員の方々に私と同じ代表幹事をやった高橋良江さんが客席のほうにおりますが、そんなことで半年ちょっと、かなり集中的な勉強をいたしまして、そしてその結果こんなに厚い勉強会の結果（（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会報告書：平成20年3月）を市へ提出したりもしました。それ以来、自治基本条例とは切っても切れない関係となりまして、今日に至っているわけです。その後、市では平成20年の4月に公募による委員を中心とした越谷市自治基本条例審議会を作りました。先ほど寸劇では、全員が公募と言っておりましたが4名の学識経験者と26名の公募の委員、したがって、公募の委員の方が圧倒的に多いです。今日はその審議

会の会長を務められた、文教大学教授の桜井先生もお見えになっております。私は、この審議会の副会長兼幹事長みたいな役割をさせていただいたわけです。そういうことで、審議会がスタートいたしまして、市長さんからの諮問に基づきまして、この自治基本条例にどのようなことを盛り込むのかについて検討が始まり、翌年3月に市長に答申をいたしました。この答申を踏まえて同年6月に議会に条例案として提案しまして可決され、そして9月から施行され今日に至っております。審議会では一年間、合計89回の検討会と40回の懇談会・説明会を合わせまして129回の会議を重ねるなど、精力的に審議したと自負しております。審議会の検討が佳境に入った頃には、休日を利用して、午前・午後、まる1日がかかり、時には夜11時過ぎまで会議を行うなど、たいへん熱心な議論をいたしました。また審議会においては、市民自らが創る自治基本条例という性格から、条例の内容はもちろんのこと、審議会の進め方から懇談会・説明会の内容に至るまで、通常良くみられる行政主導というか事務局主導といった形ではなくて、すべて審議会へ丸投げ。行政側は一切口を挟まない。したがって、審議会委員自身が主体性を持って、それぞれ白紙の状態から手作りで作成に取り組みました。市民が創る条例という性格から市の方はそういう形をとったわけでございます。こういう手法はすべての審議会に通用できるかどうかは分かりませんが、少なくとも自治基本条例については、このような方法をとりました。そして委員の意見だけではなくて、より多くの市民の意見を答申に盛り込むことが重要であるとの考えから、

懇談会だとかパブリックコメントにより、延べ956名の市民の方から977件というたくさんのご意見をいただくことができました。このような経過を経て、この自治基本条例が誕生したわけですが、問題はやはり条例を作っただけでは意味がありません。これを何とか実際の私たちの生活とか市政のあり方にどう反映させていくか、これがポイントだと思っております。現在、この条例の実効性をどのように確保するか、どのように条例の実効性を担保するかについて、市の諮問機関として自治基本条例推進会議という組織が設置されています。任期は二年で、今二期目に入っていますが、私は一期、二期と会長をやらせていただいております。そこではいろんな議論、検討を行っております。どういう風にすれば自治基本条例が市民の間に定着することが出来るのか、浸透できるのかといったことについて方法論を検討しておりますが、なんと言っても最初に「自治基本条例」という硬い言葉で入っていったのでは、それだけで市民の方々は門を閉めてしまうわけです。したがって自治基本条例が私たちの普段の生活とどういうふうに関係しているのか、もう少し違う言い方をすれば、私たちの日々の生活の向上にどう役立たせていくか、あるいは越谷市をもっと誇れる市にするためにはどう活かしていくのかという視点を踏まえて検討しております。今回のイベントの協力員の方々が考えてくれた「身近な暮らしにつながる自治基本条例」という本日のシンポジウムのタイトルはそういう思いを込めてのものでございます。若干長くなり雑駁な説明でしたが、以上で概要の説明とさせていただきます。

辻山先生

ありがとうございました。佐々木さんは今の説明のように自治基本条例を作ったときの副会長さんであり、その間携わってこられたということで、特別に報告をお願いしました。そこで、ちょっと教えてほしいことがあります。委員の中で議論していく時に、取り立てて「あそこではぶつかったよな」というような、何か対立をしたことがありましたら教えてください。

佐々木氏

ただいま申し上げましたように、条例を審議するための審議会と、条例の実効性を確保するための推進会議、現在あるのが推進会議です。審議会の中では、私の率直な感想なのですが、公募委員の方々は本当に皆さん熱心です。素晴らしい方々ばかりなのですが、いろんな方がいまして価値観が様々です。それから、こう言ったら失礼かもしれませんが、これまで会社勤めをされていて地域のことには一切関心がなかった人が退職してやってみようという方々とか、ともかくこんなにも価値観が違う方々がいるのかということで、そのまとものためにたいへん苦労しました。ただ、今の高橋市長もそうなのですが、市の姿勢が、やはり市民の人たちの意見をどんどん聞いて参加してやっていこうという基本的な姿勢なものですから、今市長さんはタウンミーティングとか対話集会とかたくさん出席してくれております。それを見て市の職員たちもその姿勢を見習い行動していただいているわけです。したがって、市長の姿勢がたいへん役立ったというふうに思っております。市民の方々はいろんな価値観を持って、最大多数の最大公約と言う形になるのか

どうか分かりませんが、非常に難しいなと思います。

辻山先生

おそらく歴史の中でこれだけ考え方の違う人が集まって、そこをある意味一つの結論まで統合していくというんですかね、たくさんの妥協を重ねながらそれを生み出していった。これを私は、実は歴史的な出来事だと思っているのです。なかなか意見の違う人たちを一つにしていくことは難しいと思います。これは恐らくあちこちの自治基本条例推進会議で直面していると思うんですが、実はある時、私は会長をやっているながら机の上においてあった書類をある人に投げつけて退席し、そして委員会を辞任したことがあります。その時に言ったのは、「お前なんか市民じゃねえ」と言ったんですね。つまり自分の言いたいことだけ言い続けて、そして私が1人の発言は一応3分までとみんなで決めていたので、そろそろまとめてくださいと言ったら、「委員長の権力を笠に言論を弾圧する気か」と言われたものですから切れてしまいました。恐らく似たような苦労をされていると思います。ちなみに、委員の方は最後までたくさん続けられましたか。

佐々木氏

途中で辞めた人は一人だけです。

辻山先生

一人だけですか。すごいですね。やはりそういう努力によって生み出されたのではないかと思います。



佐々木氏

今の点について、もう少しだけよろしいでしょうか。現在、推進会議という形で二期目に入って、私、会長としてやっていますが、やはり公募の方が少なくとも半数ぐらいは必要であると思うのですが、公募の委員が多数を占めてしまうのは、私個人的には若干疑問がありました。自治会の人だとか、PTAの人だとか、あるいはコミュニティ推進協議会の人だとか、老人会の人といった組織の中で一生懸命やっている方がたくさんいるわけですね。やはりそういう人たちの意見も取り入れなければまずいんじゃないかということです。現在の推進会議は15名の委員がいるのですが、公募委員はもちろん半数を占めておりますが、その他そういった組織から推薦された方、ふさわしい方になっています。それと学識経験者になっています。そんなことで公募委員は全員ではありません。

辻山先生

率直に申しますと、私もそうかもしれない、そのように感じます。それでは、佐々木さんに基本条例ができるまでについてお願いしましたが、ここで、今日参加されたパネリストの方々に、「今私はこんなことをしています」ということを改めて自己紹介を含めてお話しただきたいと思います。佐々木さんよろしいですか。

佐々木氏

よろしいです。

辻山先生

それでは順序を変えて會田さんからお願いします。なお、共通で座ったままで失礼させて



いただくということをお願いいたします。

會田氏

皆さんこんにちは。越谷市自治会連合会荻島支部の支部長と越谷市荻島地区コミュニティ推進協議会の会長をしております會田雄一と申します。二つの組織の会長を兼ねている立場からパネリストのお声がかかりました。日頃は越谷市自治会連合会並びに越谷市コミュニティ推進協議会両組織の諸先輩方のご指導をいただきながら勉強をしているところでございますが、今日は両組織の代表として皆さんと一緒に学んでいきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、私の経験といいますか、私の取り組んでいるところをお話ししたいと思います。越谷市の北西に位置しております荻島地区の取り組みについてお話しいたします。荻島の生活環境は、豊かな田園風景というイメージがございます。しかし、国道4号線、国道463号線の新と旧の2本、あわせて3本の国道走る国や県の産業経済生活を支える24時間頻りに走る交通網のところにあります。また、市街化区域と市街化調整区域のある環境でもあります。このような状況下、国道4号線から朝の通勤ラッシュの時間帯に混雑を避けるために車が通学路に入り込むという事態が起きました。周辺の地域自治会を中心に交通規制を無視する車の調査や関係諸機関へのはたらきかけで子どもの安全確保に取り組み、これにより大分良好になってまいりました。しかし、元荒川に架かる新しい大砂橋が出来ましてその付近では防



災用の道路の工事がまだ途中でございまして、変則的な通行、信号となっております。現在では朝夕、岩槻県道の交通渋滞が日増しにひどくなるような状態でございます。支部としてもこれらの課題に対して、関係機関にお願いしながら安全対策を見守っているところです。また、防災訓練も荻島全体として取り組んでおりますが、国道が縦横に走る環境から国道4号線を渡らずに避難場所に集合できるかという心配事が国道4号線の東側のいくつかの自治会で起こりました。周辺自治会の連携の下、文教大のご協力とご理解を得まして、テニスコートに集合できる体制が整いました。これも地域の皆様が心配しながら大学や行政との協議に動いた結果であると思います。自治会にとって、地域の安全安心なくらは一番の願いでございます。そうした中で地域の中から意見や要望が働きかけのきっかけになっております。しかし、様々な課題の中、少子高齢化に伴う課題など、自治会としての課題がまだ山積しております。

続きまして、コミュニティ推進協議会の活動について少し触れたいと思います。新しい時代にふさわしいふれあい豊かな地域社会を創造するため、理解ある構成団体等の相互の連携と協調のもとに計画的に荻島地区コミュニティ推進協議会は取り組んでおります。組織として、文化部会、環境部会、広報部会、福祉部会の4つの部会で構成しております。文化部会では伝統芸能の伝承を行っております。この事業は地域の伝統のお囃子や獅子舞を多くの人々に披露することにより、地区内の文化意識の高揚を図るとともに、その育成を目的に実施

しております。荻島小学校のお囃子クラブも非常に活発に活動し、地域の行事等でお披露目をしたり、小学校として市のいくつかのイベントにお呼ばれして披露するなど小学生たちも活躍しています。また、地区コミ協農業振興券登録農家連絡協議会を立ち上げまして、平成23年度から3カ年の継続事業として越谷市農業・農村支援ネットワークの事業を受け取り組んでおります。荻島の特徴である農業を守り活かすまちづくりに向け、行政との協働により展開をしております。11月の9日・10日に荻島地区の文化祭、荻島まつりが行われます。10日の日の午前10時から農業振興券200円の6枚つづり、これは、通常1,200円分ですが1,000円という券の発行です。地域の皆様に新鮮な野菜等を地元の協力で提供できるような組織を展開しております。環境部会では、自然と調和した生活環境、人の心を和ませゆとりと安らぎを与える花いっぱい運動と題し、地区センターや通学路などに地区で選定した花を植えております。今年も末田代用水にキバナコスモス、芝桜、マツバギク、サルビアなどを植えております。そして草取りや手入れをし、花が植わって種を取り、またその種を次につなげる活動を皆さんと毎年行っております。広報部会では、コミ協の広報紙を年2回発行しております。全体の事業としては荻島祭りを開催しております。毎年地区文化祭と合同で開催している事業で、2,000名近い参加があります。また、地区コミ協会員を対象に視察研修を実施し、他市のコミュニティ施設等の視察を行い、会員の意識の向上と知識を深めることを目的として実施しております。福祉部会では、

世代間交流ふれあいの集いや、荻島地区盛人の集いを行っております。世代間交流事業は、ふれあいの集いと表しまして、いつも秋の中旬ぐらいに開催しておりますが、荻島小学校を会場に荻島小学校、荻島小学校PTA、地区コミ協の共催によるものです。自治会、消防団、子育て連、青少年指導員協議会、民生児童委員協議会など、地域の皆さんを通して昔遊びを題材に協力している皆さんが先生となり小学校全クラスに入りまして、荻島小学校の児童とその保護者、地域の指導者約1,200名が学校の中で共に世代間を越えた交流を行っております。世代間の幅広い交流が行われ、たくさんの方が指導者となるため、地域の力を学校教育に活用できる昔遊びの面白さや楽しさ、地域生活文化の体験ができていへん好評です。最後に、荻島地区の盛人の集いというのがございます。これは、今、高橋市長さんがいらっしゃいますけど、高橋市長さんが役員の時にはじまったもので、「せいじん」とは「盛んな人」と書きます。二十歳の成人式に倣いまして、満70歳を迎えた方を対象に、お祝いの式典を催し、新盛人同士の交流、世代間の交流を深めております。地域の連携意識を深める場となっております。たくさんボランティア団体の方々の演劇やアトラクション、そして楽しんでいただきながら集合写真を撮りまして皆様方に贈呈しております。70歳には元気な方々がいっぱいおられます。地域の知恵としていろいろな面でアドバイスをいただければありがたいと思っております。自治会・コミュニティ推進協議会、先ほどのいろいろな話の中にありましたが、条例が出来た時に、いくつかの報告会を各地域に

回って皆さんで聞いたことを思い出します。先生方がそれほどご苦労をされて作ったものとは私たちはそれほど感じておりませんでした。ただ住んでいる住民として先の東日本大震災以降、地域の人たちとの結びつきといいますか、助け合いといいますか、こういったものは、私たちが生きていくうえで絶対に不可欠だと思います。こういったいろいろな活動を通しながら、地域の皆さんと友情と愛情と思いやる気持ちを育てながら地域の活動にこれからもまい進していきたいと思っております。どうもご清聴ありがとうございました。



辻山先生

ありがとうございました。まあ、実にいろんなことをやられているということが分かりました。会場の皆さんはもう当たり前のことと思っておりますが、ちょっと教えてください。町会・自治会の単位と地区コミュニティ推進協議会とはどういう関係になっているのかというのが分からなかったのですが、そのことについて教えてください。

會田氏

まず、自治会連合会は、荻島支部内に23の自治会がありまして、それがまとまりまして荻島支部という形をとっております。自治会連合会は主に市民の安心安全な暮らしを守っていくことを目的としております。行政全般的な中

で各自治会長が各自治会のいろんな情報をまとめ、そしてまたいろんな意見を出し合い、その組織の中で解決できるよう、定期的な役員会を開催しております。コミュニティ推進協議会につきましては、いろいろな組織の団体の方々を含めて集まりまして、幅広い文化的な行事であるとか、いろいろな地域の様々な行事に対しまして、地区センター・公民館を利用している文化的なサークル、そういった幅広い個人的なものや団体的なものを含め、自分の趣味や教養を高めたり、地域との交流を図ったりということで、主に活動、市の補助事業等も含めながら、いくつもの活動の計画を立てまして、その計画に基づいて組織で動いています。

辻山先生

23の自治会は、自治会としてコミュニティ推進協議会に団体加入していますか。

會田氏

加入しています。会長さんたちが兼ねたりしているところもありますが、自治会を代表して役員さんとして出ております。

辻山先生

なるほど。ありがとうございました。よく分かりました。個人的には、たいへんうらやましい活動だなと思って聞いておりました。これはどなたに聞いたら分かるのかな。越谷市内どこにいてもそういうことになっているのでしょうか。やはり地域で相当違うと考えるべきでしょうか。

會田氏

地域によっては優れた素晴らしい活動をしているところがたくさんございます。町全体で何かをきれいにしようとか、それから私たちは

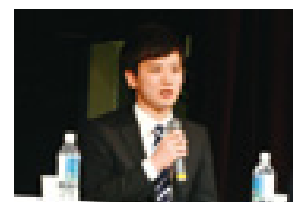
もともと農家の地域にプラスして新しく人口が増えた場所というのが荻島の地域なのですが、例えば南越谷、これは越谷と蒲生の中に新しく武蔵野線によって人口が増えた場所でございます。こういったところの自治会の皆さんは、はっきり言えば、越谷が新しいふるさととなってきたところでございますが、いろんな行事を通して横の関係を作って活発な地域の住民意識、安全なまちづくりを基本にしているような素晴らしい活動をいっぱいしております。

辻山先生

ありがとうございました。それでは次のパネリストの方にご報告をお願いしたいと思います。小林さんお願いします。

小林氏

皆さん、こんにちは。文教大学人間科学部人間科学



課4年の小林正和です。大学では、社会福祉を学んでいます。大学で地域福祉を専攻されている教授のゼミに入っております、それがきっかけでここに座らせていただいています。私は大学の社会福祉士養成の授業の一貫といたしまして越谷市建築住宅課、危機管理課のご協力、講師の先生のご指導のもと、地域の方々を対象とした日帰りバスツアーを企画・運営いたしました。バスや住まいの情報館を活用し、全6回のツアーを企画しまして、私はその中の第2回文教生花田苑散策ツアーのリーダーとして他学生と協力しツアーを開催しました。昨年の3月11日の大震災以降、改めて絆の重要性というものが見直されてきました。家族や親戚

といった血縁だけではなく、土地による縁、地縁が強く言われています。大学生である私たちもやはりこの地縁に大きく関わっていると考えております。といいますのも、大学はやはり地域の理解や協力があつてこそその存在であり、地域とは切っても切れない関係にあると思っております。そこで学ぶ私たち学生は学内でただただ生活するのではなく、地域に関心を持ち、積極的に地域に関わっていくべきだと考えています。このバスツアーを通し、学生と地域の方々との縁を深めることができればと思い活動してきました。このバスツアーを企画していく中で越谷市には日本庭園花田苑や能楽堂、キャンベルタウン野鳥の森、健康福祉村、鴨場といった数多くの活用できる資源があることに気がつきました。4年近く越谷で学生として過ごしてきましたが、このバスツアーを通して私自身初めて知ったところも多々ありました。このバスツアーといった私たち学生の活動が皆さんや学生の地域の新たな資源の発見、地域の方々との交流の機会となっていけば幸いです。これからも学生が企画するバスツアーは、私たちの後輩、さらにその下の後輩へ続いていくと思います。このツアーには地域に住む皆様のご理解ご協力が必要となってきます。少しでも興味や関心を持ちましたらどうぞ参加してあげてください。こうした関わりが学生と地域の架け橋となり、より良い地域環境を創る一助となればと願いを込めまして私の話を終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

辻山先生

はい、ありがとうございました。あなたが参

加された第2回のときは楽しかったですか。

小林氏

楽しかったです。

辻山先生

市民の方と同じバスに乗るわけですよね。

小林氏

はい、そうです。

辻山先生

そうすると、移動する途中なんかは、そこで会話が生まれるわけですよね。

小林氏

はい、そうです。越谷市に対する話題、そういったことを通して交流が生まれます。

辻山先生

ああ、なるほどね。ちなみに学生さんはここにこんな歴史的遺産があつたのかとか、こんな村があつたとか、たくさんの資源というのですかね、都市の資産をはじめてみるのが出来たとおっしゃっていましたが、市民の方はどんな気持ちでバスに乗ってくるのだろう。同じようなことと考えてよいのでしょうかね。

小林氏

そうですね。後はやはり、実際学生との関わりって少ないと思うんですね。そういったところでバスツアーを通しての学生とのかかわりを求めてくる方、それから7月ぐらいに行われたので子どもの夏休みの自由研究に使うといったお話もありました。

辻山先生

なるほど。これ、ずっと長く続けてこられて、そこに参加したい市民が増えてきますよね。そのことが例えば大学内の行事に少し反映されてくるといった実感はどうですか。

小林氏

そうですね。バスツアーは前期の授業なので年に1回しか行われたい。やはりそれだけで終わらせてはもったいない気がして。大学側全体がバスツアーを企画して行うことが出来ればもっと関わりができるのではないかと思います。

辻山先生

そうですね。たいへんユニークな活動をされていて、他でも真似出来そうだと思います。それでは続いて、青木さんからご報告いただきたいと思います。

青木氏

こんにちは。
NPO法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるくの青木です。よろしくお願ひします。今日の資料の中に、「はぐはぐだより」とその他資料を1枚お配りしております。活動の紹介のチラシとなっておりますので、それを見ながらお話を聞いていただければと思います。それでは、私たちの活動の報告をさせていただきます。私たちが子育て支援をはじめたのは、核家族化が進行し、地域との関係が希薄になる中で、子育て中の母親が悩みを打ち明けることが出来ず、孤独な子育てをしていることに対して支援が必要と考えたからです。これまで多様な子育て支援を行ってきましたが、中でも子育て広場は、会場に入りきれないほどの人気ぶりでした。しかし、いろいろと問題がでてきました。対策として見守りが必要であると考えたのですが、継続して見守りを置くことや、怪我をしたときの責任を考えると子育



て広場は中止せざるを得ませんでした。それでも子育て広場は若いママたちのニーズが高く、子育て広場を続けていく方法は何かないかと仲間たちと話し合いを重ねました。その結果、たどり着いたのは、厚生労働省の地域子育て支援拠点事業でした。さっそく実施主体の越谷市に広場事業の申請に行きました。越谷市は埼玉県の出援タウン認定に向け、子育て支援の拡充を準備していたところでした。そして、2009年4月には、東越谷三丁目の生活クラブ生協生活館1階に念願の集いの広場を開設することができました。子育て支援では、行政と市民団体NPOによる初めての協働でした。今年度の1日の利用者は、約30~50人、月曜から土曜日の週5日間開所しております。月間延べ利用者数は約1,000人です。越谷市の広報紙やホームページ、今日お配りしました「はぐはぐだより」を見て来る方、中にはお友達に紹介されてくる方もいますが、それでもお友達と一緒に来る方はまれです。結婚や転勤で越谷に引っ越ししてこられた方、越谷には住んでいたが今まで共働きだった方、共通するのは隣近所に知り合いがないということです。ママたちの両親は共働きで忙しく、あるいは遠方であるため頼りません。日常的に親と子が一对一の孤独な環境の中で、不安な子育てを経験されている方々です。子育ての本やインターネットなどの情報はたくさんありますが、母親の不安や悩みは同じ子育て中のママや広場スタッフの会話や経験談、直に話し合うことで和らぎます。子どもたちはたくさんのお大人たちとの関わりの中で育ち、たくさんのお子どもたち同士のふれあい、時には喧嘩などを通してルールやや

さしさ、思いやりのところが伝わります。私たちは集いの広場が子育て中の母親にとって気軽に立ち寄れるほっとできる居場所として考えてきましたが、これまでの3年半を振り返ってみると、集いの広場でママたちが交流し、支え合い、互いに相談できる関係が生まれてきています。ママとママ、ママとスタッフ、ママと生活館に来る地域の人たちといった、たくさんの人たちの顔が見え、あいさつができる人と人とのつながりがたくさん出来てきています。私たちはそういう利用者さんの声を聞きたいと考え、広場でアンケートを取りました。若いママからは、両親の介護の悩みが書かれていました。

みるくの第2の事業として、地域コミュニティを広げるまちづくり事業を掲げています。核家族、少子高齢化、人の気持ちによりそう生活サポート事業を始めました。ほっと越谷で若いママが少なくなった話を耳にし、月1回出前講座を始めました。また、働きたいママたちの声を聞き、埼玉県のキャリアアップ講座にも取り組みました。3ヵ月後の受講者の交流会では、「夫の協力を得て子育て中だけれども、週一回始めることが出来ました」と喜びの報告がありました。私たちが毎月行っている食育講座は、食育の講義と調理実習を行っております。若いママが食育の重要性や季節の行事等、食について学ぶことでたいへん人気があります。市内の多くのママたちにも参加してほしいと思い「しらこぼと基金」を活用しました。今年度はパパの育児、育メンを応援したいと、パパ企画に取り組んでいます。チラシの裏面にも掲載していますが、ハロウィンパーティもそう

ですが、ただ、参加者がお客さんとして来るのではなく主体となって関わってもらえるように考えています。それは地域で自ら行動する市民を育てていくためには、受身の姿勢・かわりだけではいけないからです。人と人とのつながりを自ら考え人任せでなく動ける人、このような人が育ってほしいと思っています。支援はやってあげるのではなく、お互いの存在価値を認め合い一方的な助けではなく、双方の支え合いが必要であると感じています。これからも世代を超えた人と人とのつながりにより、子育て支援の輪をもっと広げ、子育てしやすいまちづくりを目指していきたいと思っています。



辻山先生

はい、ありがとうございました。初めて情報に接する私には、目まぐるしいぐらい、いろんなことをされているなと感じました。そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、これだけのメニューを用意されているにもかかわらず、メニューがだんだん増えてきているんですね。これはどういうふうに企画があがってきてやってみようということになるのですか。

青木氏

はい。一つは、ママたちがやってほしい、やりたい、そういった要望のある地域への出前講座や出張広場も考えていますが、ママたちが集まっているだけなかなか毎月集まってい



るだけでは、企画が乏しい、そういう話を聞けば、それでは私たちのほうでその企画についていっしょにやりましょうというように、私たちがやりたいのではなく、ママや地域の人たちの声を実現したいというか、やろうということで、そういう声を聞いてだんだん広まってきました。

辻山先生

ちなみに、もしかすると捉えられないかもしれないのですが、スタッフは何名ぐらいいらっしゃるのですか。

青木氏

子育てスタッフの方は13名です。生活サポートの方は5名です。

辻山先生

結構忙しいですね。ありがとうございます。それでは、ぐるっと回って、佐々木さんから、もう一度お願いしたいと思います。今日はパネリストとしてご登場いただいているお話をこれから最後に伺います。

佐々木氏

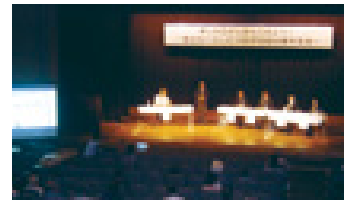
先ほど、これまでの経緯など、何か事務局に代わったような説明をさせていただきましたが、今度は私個人のパネリストとしてのお話をさせていただきたいと思います。蒲生に住んでおります佐々木と申します。現在は特に専門にはついておりませんが、ボランティアですとか、あるいはこの自治基本条例推進会議等、いろんな各種審議会等、公務関係の仕事を様々な領域で、いろんなことをやっております。越谷市以外の関係を含めて今11個のチャンネルに振り回されておりまして、体調もあまり優れません。実は3日前まで2、3日入院し、大腸

のポリープの手術をしましてまいりました。余計なことですがポリープが結構たくさんできてまいまして、ガンになるかならないかといったところですから、今日もパネリストとして出席できるかななんて心配していたんですけども、なんとか気力でやっております。そんなような状況でございまして、本当にフーフー言いながら、老骨に鞭を打って日夜がんばっております。最近ちょっとボケも若干感じられ、周りの人に迷惑をかけないうちに、そろそろ戦線を縮小しなければいけないかななんて考えている今日この頃です。私は、生まれは東京でして越谷生まれではありません。今77歳なのですけれども、27歳で結婚するときに、所帯を持つときにどこが良いかなあといういろいろ調べたときに、越谷が良いと思ひまして越谷に来ました。選択は間違いありませんでした。越谷は良いですね。なんていうのかな、人間ぼさもあるし、新しい息吹もあるし、越谷大好きです。まあ、結婚するまでは東京都の足立区の西新井というところに住んでいたのですが、そこもやはりなかなか人情味がある下町的なお互い肌のふれあいを感じるようなそんなところではありましたが、越谷市とはちょっと違います。やはり越谷市の良さかななんて思うのは、やっぱり越谷というのは昔から宿場町の伝統を持っていたり、それから市長さんもそうですが、それぞれそこに住む人たちが越谷をこよなく愛して、そういうものがつながっているように思います。今言ったように私77歳ですから、越谷には50年住んでおり人生の3分の2住んでいますから、言ってみれば越谷は第二のふるさとではなく第一のふるさとなのかなと

そんな風に思っております。学校を卒業して都庁に就職し、その後、管理職になる時に、足立区の方に異動し、以後、教育委員会で25年間部課長として教育一筋に仕事に従事しました。そして最後は平成元年から区の教育行政の最高責任者である教育長を二期八年務めました。そして現役を退きました。引退してからは、文教大学で非常勤講師として教鞭をとらせていただきました。生涯学習だとか社会教育計画ですとかそういった講座を担当しました。71歳の大学の定年制がありますので退職しました。現役時代は教育関係の仕事というのは日曜日、祭日を問わず結構忙しくて、土日や夜も忙しくてなかなか地元の仕事はできなかったのです。それでも一時は町会の青少年部長ですとか、それから少年野球のコーチ、監督なんかをやっておりましたが、どうしても本務との両立が出来ずに、勘弁していただきました。そんな具合で地元ではあまり役立たずでしたが、大学の仕事を辞めてフリーになってからは、少しでも恩返ししようと思いました。というのも私、足立区の教育長をしていた時に民間の方々にどれだけ助けられたか、本当に後姿に手を合わせるぐらいお世話になったんですね。だから私が職責を全うできたのは地域の方々が本当に一生懸命になってやってくれたおかげであるとおつくづく思っております。その代わりお酒も飲んだりいろいろしましたけどね、人間関係において役所対民間という形ではなく、お互い同志という感じでやれたんです。それなのに、地元の越谷で忙しさにかまけて地元へ貢献できないことについて強い罪悪感を正直言って感じていたのです。フリーになってからは、これからは

何とかと思ひまして、地元の孫が行っている小学校の学校評議員、学校応援団というのですか、そんな仕事をやったりしているほか、現在、地元の自治会の役員として自治会運営に参画したり、週2回程度、朝と午後の子どもの登下校の旗振りをやっています。雨の日があったり、寒かったりといろいろと厳しいときもあるのですが、子どもたちとふれあいながら、おはようって言ったり、元気がないけどどうしたんだいとか、コミュニケーションをする中で、逆に私の方が元気をもらえたりというようなそんな感じもあります。子どもたちは集団登校しているのですが、本当に宝物だなとこんなことをつくづく感じております。

少し私事が長くなりましたが、先ほどもちょっと触れたのですが自治基本条例と越谷のまちづくりとい



う関係についてもう一度私なりに整理させていただきたいと思います。この度、私たちのまち越谷に自治基本条例が制定されたということはより良い市政に向けての大きな第一歩です。しかし、自治基本条例は制定しただけでは意味がありません。問題はこの条例の制定・施行によって私たちのまち、越谷市が市民にとってより住みよいまちに向けてどう変わったのか、その結果によって成果が問われると思うんです。つまり、条例の制定は最終目的ではないんですよね。これは明日のまちづくりに向かつての中間地点、一里塚にすぎないと思います。最終的にはこれがいかに有効に機能してより良い市政の実現に結びついていくかどうか否

かで決まるのではなかろうかと思っております。自治基本条例は越谷市のまちづくりの憲法ともいえる最高規範です。市政や市民生活がより良く変わっていくための基本ルールではありませんけれども、それはあくまでもより素晴らしいまちを作るための道具にしか過ぎません。条例を作ったらそれでいいのではないのです。条例をどのようにして越谷市のまち、あるいは私たちの生活がよくなっていくか、素晴らしいものになっていくか、そういうことがそれぞれ決め手になるんですね。したがって、「はじめに自治基本条例ありき」では決してないのです。それはちょうど戦後、新しい日本を創るために法的な根拠として新憲法が制定されました。この新憲法だって、まず憲法を創ろうではないんですよ。新しい平和な日本の国を創っていかうとそのためにもうすればよいのかということの一つの法的な手段として憲法を創ったんですね。それと越谷の場合も同じだとそういう風に感じております。したがって、日常生活との結びつきを欠いたら何も意味がありませんし、この基本条例を絵に描いた餅に終わらせてしまったら、まったく意味がありません。これをどういう風にして越谷市の中に定着させていくのか、市民の間にいかに理解してもらおうか、その辺がポイントになると思うんですね。そこで、現在、推進会議というものを設けまして、先ほど触れましたので重ねては申し上げませんが、そういうところで、例えば22年度は自治基本条例の実効性を確保するための課題についてということで市のほうに進言させていただきましたし、23年度には自治基本条例をどうやったら普及できるのかそ

のことについての答申を行いました。そして現在は、引き続き自治基本条例の適切な運用についてその対応策について鋭意、検討を続けています。そんな中でも市民の皆さんの理解が何よりも大切であるということで私たち委員の会議では、市民の皆さんに説明する場合にはですね、いきなり自治基本条例という硬い言葉を持ち出しますともうそれだけで門前払いですね。先ほどの寸劇にもありましたが行政用語なんですよね、自治基本条例というのは。行政用語を使って市民に理解してもらおうとしたってそれは無理だと思います。その点をいろいろ工夫していかなければならない、そんな風に思っております。私たちのまち・越谷をより良いまちにするために自治基本条例が必要なんですよ、そういう論理展開というんですかね、そうでなければならぬと思っております。そして市民と市長をはじめとする行政、それに議会とがいわば三角形・トライアングル、そういう形で目的を共有しなくちゃいけない。その基本的なものが自治基本条例でないかと思っております。そして最後に、越谷市のまちをどういう風なまちにしていっていいのかなということを私なりに考えておりましたそのことについてお話したいと思っております。実はこれは高橋市長さんの所信表明に、市長になってはじめての所信表明のときに2つ提案しております。一つはですね、「安心していきいきと生活できるまち、住みやすく住み続けたいと実感できるまちを目指す」ということしております。生活重視。市民の暮らしが第一。これがまず第一です。これがなければ自治基本条例もへちまもありません。まずこれが第一ですね。それから、もう

一つ、これも私も前から思っていたことで、たまたま市長さんが所信表明でおっしゃられたのですが、「魅力的なふるさとづくり市民が誇れる越谷づくり」こういうことを言ってます。越谷というまちが非常に魅力のあるまち、若者にとっても、昔から住んでいる人でも、新しく越谷に移り住んだ人も、越谷というまちが非常に魅力のあるまちだなと、思っていた。そういう越谷らしさを創っていく。この2点を市長さん覚えておられると思いますが、所信表明でおっしゃられました。私はまったくそのとおりだなと思っております。そして、それにもう一つ加えるならば、今回の越谷市自治基本条例の制定ですね、「自分たちのまちとして愛着が持てるまちでありたい。そのためには、市政に市民として参加して、市民の声がより一層市政に反映されて、市民としてまちづくりに参加しているんだと、自分が市のまちづくりに参加しているんだ」とそういう喜びを実感できると同時に、「行政とのタイアップ。協働して自分たち自身も一緒に支えるんだ」という意思をもってもらう。このことを通して「市政というものは自分たちのものなんだ」という愛着感を持ってもらう、この3つが私はこれからの越谷にあってほしい、そう思っているものです。そのためには、自治基本条例という道具をどういう風にフルに使ってそれを実現していくか、これに尽きると私は思っております。ちょっと長くなりましたけど私の考えを述べさせていただきました。

辻山先生

たいへん熱のこもった4人の方のお話で、実は、皆さんの方から質問を受ける時間がちょっ

と少なくなっていました。お一人か、お二人かになるかもしれませんが、これだけは聞いておきたいと思うことがありましたらお願いします。挙手をしていただけますか。その他にはよろしいですか。それではそちらの方にご発言をお願いします。

観客

本日は、お話をお聞かせいただき、ありがとうございました。今は東京に住んでおりますが、生まれは越谷生まれの越谷育ちです。越谷市の行政にとっても興味を持っておりまして、越谷市で働きたい、そのようなことも考えております。今お話をお聞かせいただきまして、この自治基本条例のことにはじめて触れた人間として申し上げます。皆さんのお話を聞いて、解釈したところとしましては、市民が安心に安全にかつ楽しく暮らすために、「市民が自分たちがやりたいことをやっていいんだ、そういう言いたいことを言ってい、そして「自分たちで協力しながらやっていくんだ」というような考え方、そして「行政がそれをサポートする」という考え方の土台として自治基本条例があるのかなとそういうふうに解釈しました。そこで辻山先生にお伺いしたいのですけれども、この自治基本条例をいかに浸透させていくかということが課題というお話もありましたけれども、越谷市以外の市区町村でこの自治基本条例をどのように浸透させようとする活動があるのかについて。あるいはこれを活かしていこうという考え方の活動の例があれば教えていただきたいと思います。

辻山先生

私が知る限りでは例えば山梨県甲府市では

甲府市民たちが「自治基本条例を育てる会」というのを作って全市民あちこちで勉強会を開いてまず知識を共有していこうという試みがあります。それから川崎市ではもう自治基本条例が出来てから6年ぐらいに入ると思いますが、その当時に策定に関わった公募市民の方々が実行委員会を作りまして、毎年1回は自治基本条例がどこまで来たか、とかあるいは自治基本条例に書かれている協働のまちづくりが実現しているのかとか、そういうシンポジウム・フォーラムを開いて広く市民の方々に問題提起して行く、そういう活動もあります。ただし、私が知っているのはそれくらいのことしか耳に入っていないくて、全国でも作った後、その方たちが今日お話のあった推進会議みたいなものをつくったりして見守っていこうというのはございますけれど、中心は個別の条例に例えば基本条例には「情報を共有します」と書いてあるのだけれども、情報を共有するような例えば情報公開条例になっているだろうか。とかあるいは「参加を認めます」と言っている割には、市民参加の条例が充実しているかどうかなどの個別の条例をしっかりと創っていかないと、憲法だけでは世の中は回っていかないという観点で議会への関心、参加ということも進めようというところが2、3あるようでございますが、依然として全体としてはやはり作っただけのところが多いという風に私には見えております。以上です。

佐々木氏

ただいまの件について、追加して説明させていただきます。やはり条例を作っただけではだめです。今、私が会長をしている推進会議は、諮

問機関でどういう風にしていけばこの条例が定着できるか、そういうことを議論する審議機関なのです。実働部隊ではない。したがって、実働部隊としてのそれぞれの委員、今日もたくさん推進会議の委員さんたちに来ていただいておりますが、そういう人たちが個人として協働フェスタなんかを手伝ったりしています。これを定着させていくためには、実働組織をつくらないとだめなのです。そこで今、今回の協力員の代表でもある、稲本さんたちが中心となって、実働組織をつくろうとする動きが出てきています。今日の協力員さんは15人ぐらいですか、みんなすごい人ばかりなのですが、皆さんには、今後、実働組織をつくったときの中心になっていただきたいと思っています。何とか来年度中にでも立ち上げていきたい、このように思っています。

辻山先生

ありがとうございました。そういう事情だということです。パネリストの皆さんごめんなさい。予定では最後に皆さんに一言ずつ感想を言っていただくこととなっておりますが、次の予定が控えておりますので、これで閉めさせていただきます。どうも皆さんありがとうございました。



4 第3部

越谷市自治基本条例

愛称・キャッチフレーズの発表及び表彰



募集概要

(1) 募集の趣旨

自治基本条例の普及・啓発を図るため、自治基本条例の愛称・キャッチフレーズを募集し、条例の役割や目指すもの及び日常の市民生活や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく伝え、自治基本条例に親しみを持ってもらえるようにする。

(2) 募集方法

広報こしがや6月号及び市ホームページで周知を図り、市内40箇所の公共施設に応募箱を設置する（平成24年6月1日から30日までの30日間）等により募集

(3) 募集結果

215人366作品

(4) 選考方法

①第一次選考 推進会議の15名の各委員から小学生の部及び一般の部、各1作品を選考。27作品が第一次選考を通過
②第二次選考 推進会議において、この第一次選考を通過した27作品から、各委員持ち点3点により投票を行い、得票数の多い順に、最優秀賞1作品、小学生の部優秀賞1作品、一般の部優秀賞1作品の合計3作品を決定

(5) その他

優秀賞受賞者3名については、自治基本条例シンポジウムで表彰。また、最優秀賞の作品については、懸垂幕を作成し、自治基本条例シンポジウム終了後の10月1日から市役所本庁舎等に掲示し、自治基本条例の普及・啓発を図る。

(6) 選考結果

越谷市自治基本条例 愛称・キャッチフレーズ 発表！！



最優秀賞



住みよい越谷 自治のまち

越谷市千間台 倉科 守さん



越谷市役所本庁舎壁面に最優秀賞の作品の懸垂幕を掲示



優秀賞 小学生の部

まちづくり
それは
あなたが主役です。

越谷市赤山町 本多 歩維希さん



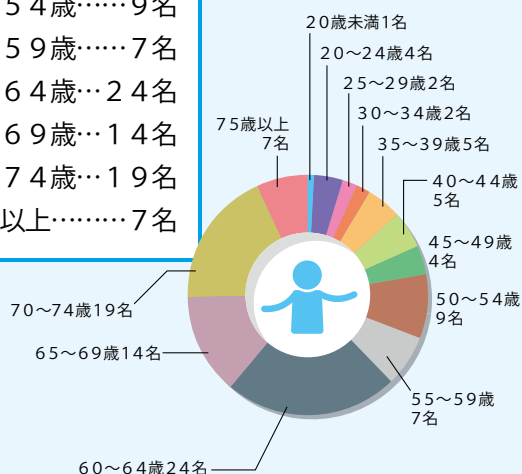
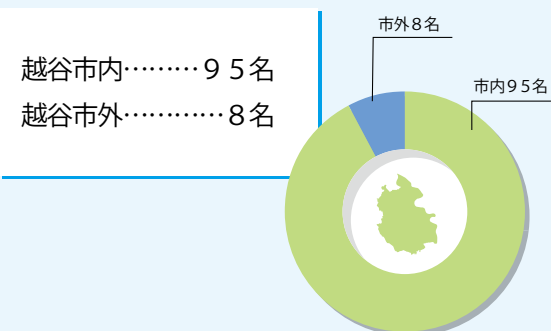
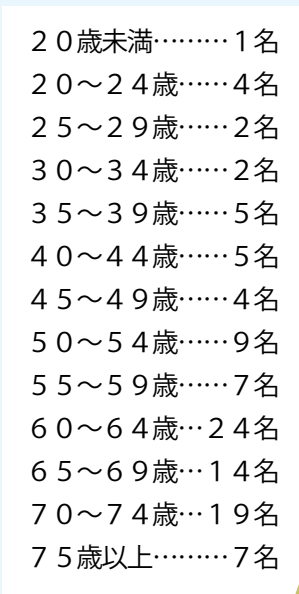
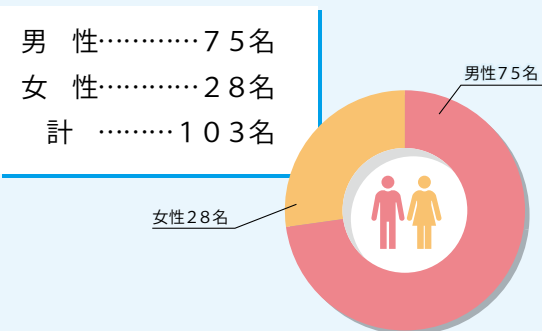
【中央】^{ほんだ}本多 ^{あいき}歩維希さん（優秀賞 小学生の部）

5

アンケート調査結果



シンポジウム参加者数 103名



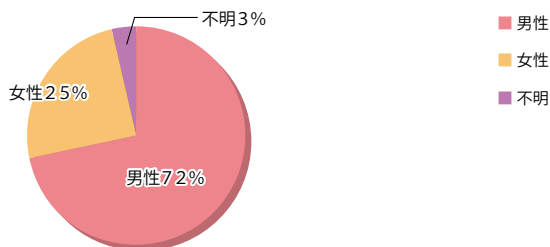
アンケート回答者 57名
 アンケート回収率 55.3%

☆その他で自由に記入ください。(一例)

- 自治の歴史的経過が良く分かり、自治基本条例の必要性が理解できた。
- 今後も若い世代を取り込む努力を続けていただきたい。
- 参加者が少なかった。
- パネリストの方々にどうしたら条例が広められ、市民の認識が高まるかを聞いてみたかった。

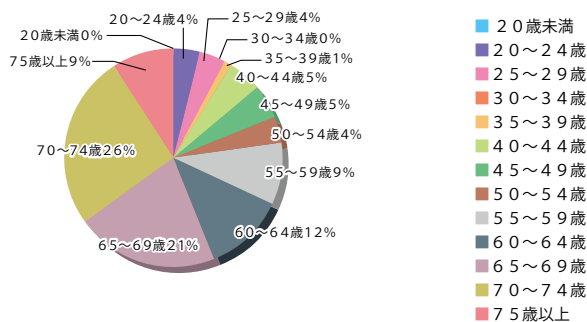
★あなたの性別を選んでください。

男性	41
女性	14
不明	2



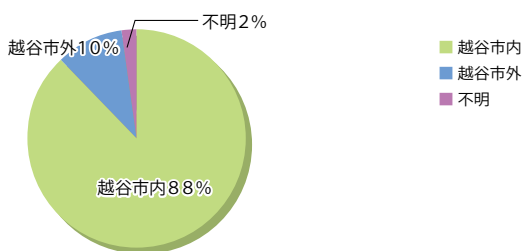
★あなたの年齢(年代)を選んでください。

20歳未満	0	45～49歳	3
20～24歳	2	50～54歳	2
25～29歳	2	55～59歳	5
30～34歳	0	60～64歳	7
35～39歳	1	65～69歳	12
40～44歳	3	70～74歳	15
		75歳以上	5



★あなたのお住まいの地域はどちらですか。

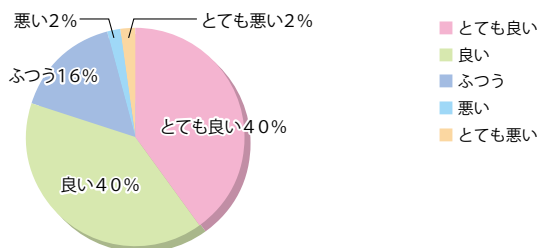
越谷市内	50
越谷市外	6
不明	1



問1

「楽しみながら学んでみよう!～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」についての感想をお聞かせください。

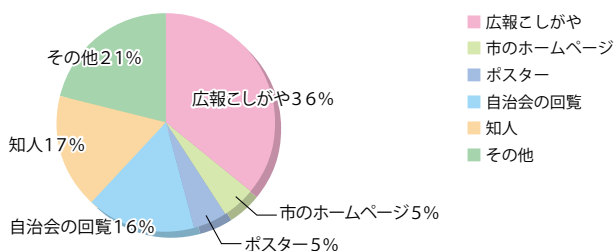
とても良い	23
良い	23
ふつう	9
悪い	1
とても悪い	1



問2

「楽しみながら学んでみよう!～身近な暮らしにつながる自治基本条例～」をどちらでお知りになりましたか。

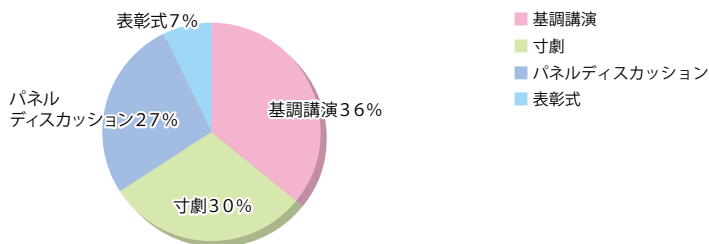
広報こしがや	23
市のホームページ	3
ポスター	3
自治会の回覧	10
知人	11
その他	13



問3

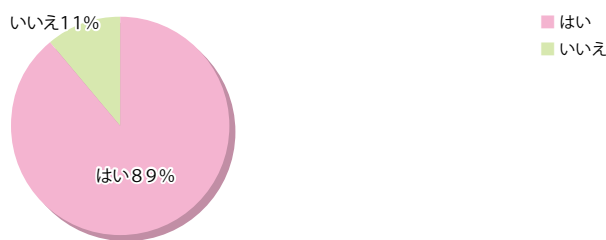
よかったプログラムは何ですか。(複数回答可)

基調講演	32
寸劇	27
パネルディスカッション	24
表彰式	6



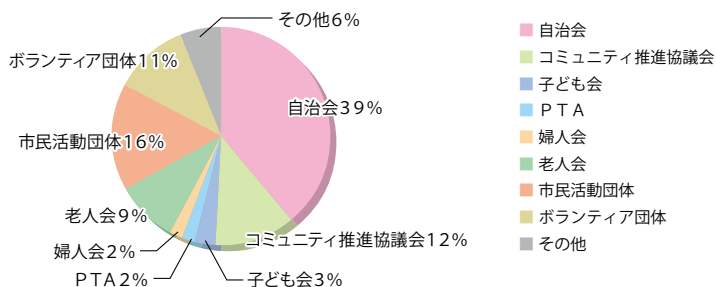
問4 あなたは、地域活動や市民活動に参加していますか。

はい	51
いいえ	6



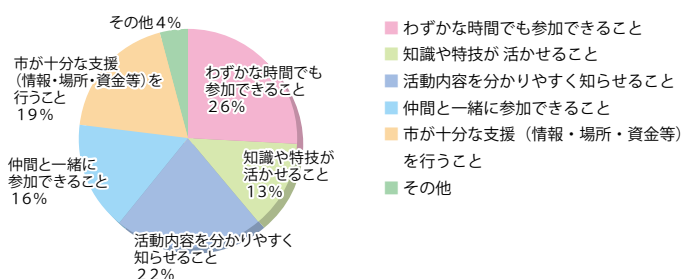
問5 問4で「はい」と回答した方にお伺いします。具体的にはどのような活動(団体)に参加していますか。(複数回答可)

自治会	36
コミュニティ推進協議会	11
子ども会	3
PTA	2
婦人会	2
老人会	8
市民活動団体	15
ボランティア団体	10
その他	5



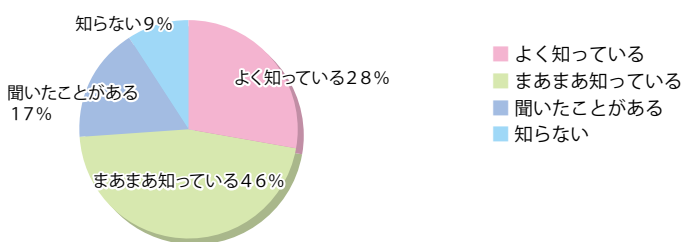
問6 地域活動や市民活動に多くの方が参加するためには何が重要だと思いますか。(複数回答可)

わずかな時間でも参加できること	29
知識や特技を活かせること	15
活動内容を分かりやすく知らせること	25
仲間と一緒に参加できること	18
市が十分な支援(情報・場所・資金等)を行うこと	21
その他	4



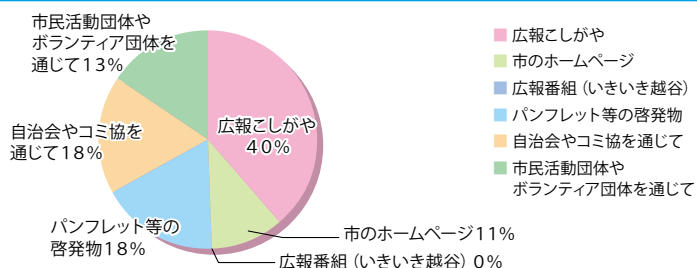
問7 「越谷市自治基本条例」について知っていますか。

よく知っている	16
まあまあ知っている	26
聞いたことがある	10
知らない	5



問8 問7で「知らない」と回答した方以外の方にお伺いします。どのようにして自治基本条例のことを知りましたか。(複数回答可)

広報こしがや	22
市のホームページ	6
広報番組(いきいき越谷)	0
パンフレット等の啓発物	10
自治会やコミ協を通じて	10
市民活動団体やボランティア団体を通じて	7





6

越谷市自治基本条例 シンポジウム協力員

1 募集の趣旨



越谷市自治基本条例シンポジウムを市民との協働により開催するため、シンポジウムの企画の段階から関わっていただく協力員を公募する。

2 募集内容



- (1) 内 容……………平成24年9月30日（日）開催の「越谷市自治基本条例シンポジウム」の企画及び運営の協力員を募集する。
- (2) 対 象……………次の①から④のすべてに該当する方
 - ①年齢満18歳以上の方
 - ②市内在住・在勤・在学、または市内で活動している方
 - ③自治基本条例の普及・啓発に継続的にご協力いただける方
 - ④無償で協力いただける方
- (3) 募集人数……………20人（男性10人、女性10人）
- (4) 申し込み……………住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号を記入した書類を提出。
様式は自由
- (5) 提出方法……………①企画課（越谷市役所第二庁舎3階）に直接持参
②郵送
③電子メール
- (6) 応募締切……………平成24年6月15日（金）、午後5時15分（必着）
- (7) 選 考……………募集人数を上回った場合は、公開抽選。
抽選日：平成24年6月22日（金）

3 越谷市自治基本条例シンポジウム協力員（19名）

◎リーダー ○サブリーダー
（敬称略：50音順）

No.	氏名	ふりがな
1	有元 友和	ありもと ともかず
2	飯島 謙次郎	いじま けんじろう
3	◎稲本 尚司	いなもと なおじ
4	植竹 将之	うえたけ まさゆき
5	植村 和樹	うえむら かずき
6	大家 けい子	おおや けいこ
7	小口 高寛	おぐち たかひろ
8	加藤 佳子	かとう よしこ
9	五味田 真紀子	ごみた まきこ
10	篠原 五郎	しのはら ごろう
11	高橋 良江	たかはし よしえ
12	辻 浩司	つじ こうじ
13	得上 成子	とくがみ しげこ
14	内藤 佳壽子	ないとう かずこ
15	土方 敏子	ひじかた としこ
16	藤田 浩行	ふじた ひろゆき
17	○淵野 彩子	ふちの あやこ
18	増岡 武司	ますおか たけし
19	村田 恵子	むらた けいこ

4 協力員の主な活動内容

- 1 プログラム内容等の検討
- 2 パネルディスカッションパネリストの選任
- 3 自治基本条例を題材とした寸劇の実施
- 4 チラシ及びポスター（案）の作成
- 5 愛称・キャッチフレーズ優秀者への副賞の選定
- 6 シンポジウム当日の全体構成等の検討
- 7 シンポジウム当日の参加者への呼びかけ
- 8 シンポジウム当日の役割分担
- 9 シンポジウム当日の準備・後片付け及び運営



5 会議開催内容

会議	日時	主な内容
第1回会議	7月5日(木) 19:00~	自己紹介 協力員の役割について シンポジウム開催要項(案)について プログラム内容等の検討について
第2回会議	7月16日(月・祝) 14:00~	チラシ及びポスター(案)の作成の進め方について 寸劇の概要について パネルディスカッションパネリストについて
第3回会議	8月5日(日) 14:00~	チラシ及びポスター(案)の決定について 愛称・キャッチフレーズ優秀者への副賞の選定について シンポジウム当日の全体構成等について シンポジウム当日の参加者への呼びかけについて
第4回会議	9月4日(火) 18:00~	寸劇の内容、配役、練習日程等について シンポジウム当日の役割分担について シンポジウム当日の準備・後片付け及び運営について

※このほか、ポスター・チラシの作成及び寸劇の実施にあたり、個別で打合せ等を実施。



発行 越谷市

編集 越谷市企画部企画課



〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111 (代表)

FAX 048-965-8028

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

